

- 二 被保險者タリシ者ガ其ノ資格喪失後三月以内ニ死亡シタルトキ
- 三 被保險者タリシ者ニシテ療養ノ給付ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ
- 四 被保險者タリシ者ニシテ療養ノ給付ヲ受ケタルモノガ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日後三月以内ニ死亡シタルトキ

被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ葬祭ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ葬祭ニ要シタル費用ニ相當スル金額ノ葬祭料ヲ支給ス²

- 1 則第八十二條ノ十二參照。
- 2 則第八十二條ノ十三參照。

第七節 保險給付ノ制限

保險給付ノ制限

第五十一條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行爲¹ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付又ハ傷病手當金、障害年金、障害手當金、遺族年金若ハ葬祭料ノ支給ヲ爲サズ

第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル支給金、第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金、遺族年金又ハ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ガ被保險者、被保險者タリシ者、第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル給金ノ支給ヲ受クル者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クル者ヲ故意ニ死ニ致シタルトキハ其ノ者

ニ對シテハ支給ヲ爲サズ此ノ場合ニ於テ後順位者アルトキハ其ノ者ニ支給ス

- 1 刑法上ノ犯罪を構成する場合。
- 2 民法上ノ無効又は取消の原因となる場合。

第五十二條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ故意ニ鬭争シ若ハ著シキ不行跡ヲ爲シタルニ因リ、故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハザルニ因リ又ハ正當ノ理由ナクシテ故意ニ療養ニ關スル指揮ニ從ハザルニ因リ²事故ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付ノ全部若ハ一部ヲ爲サズ又ハ傷病手當金、障害年金若ハ障害手當金ノ全部若ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

- 1 公序良俗に反する行爲。
- 2 客觀的に認められるもの。

第五十二條ノ二 被保險者タリシ者船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介スル職業ニ就クコト又ハ其ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受クルコトヲ拒ミタルトキハ其ノ拒ミタル日ヨリ起算シ一ヶ月間ハ失業保險金ヲ支給セズ¹但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ此ノ限りニ在ラズ

- 一 紹介セラレタル職業又ハ補導ヲ受クベキコトヲ指示セラレタル職業ガ其ノ者ノ能力ニ照シ不適當ト認めラルトキ
- 二 就職スル爲現在ノ住所又ハ居所ヲ變更スルコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ變更ガ

困難ト認めラルトキ

三 就職先ノ報酬ガ同種ノ業務及技能ニ付行ハルル一般ノ報酬水準ニ比シ不當ニ低額ナルトキ

四 職業安定法第二十條ノ規定ニ違反シ労働爭議ノ發生中ノ事業所ニ紹介シタルトキ

五 其ノ他正當ノ理由アルトキ

船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ハ被保険者タリシ者ニ付前項各號ノ一ニ該當スルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハ厚生大臣ガ船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ定メタル基準ニ依ルベシ

1 失業保險法第二十一條参照。

第五十二條ノ三 被保険者自己ノ責ニ歸スベキ重大ナル事由ニ因リ又ハ已ムヲ得ザル事由ナキニ拘ラズ自己ノ都合ニ依リ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルトキハ第三十三條ノ七ニ規定スル期間滿了後一月以上二月以内ノ間ニ於テ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ定ムル期間ハ失業保險金ヲ支給セズ
船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ハ被保険者タリシ者ガ前項ニ規定スル事由ニ因リ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハ厚生大臣ガ船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ定メタル基準ニ依ルベシ

1 刑法上ノ犯罪を構成する場合および民法上不法行爲又は債務不履行となる場合。
2 家庭状況、性情等からみて客觀的に認められる場合。

第五十三條 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ傷病手當金ノ支給ヲ爲サズ

一 船舶内ニ在ルトキ

二 矯正院其ノ他之ニ準ズベキモノニ入院セシメラレタルトキ

三 監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘留又ハ留置セラレタルトキ

四 健康保險ニ於テ之ニ相當スル保險給付ヲ受クルトキ

他ノ法令ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ療養費ノ支給又ハ療養アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付ヲ爲サズ

第三十一條ノ規定ハ前項ニ掲グル者ニシテ病院又ハ診療所ニ收容セラレタルモノニ之ヲ準用ス

第五十四條 正當ノ理由ナクシテ故意ニ療養ニ關スル指揮ニ從ハザル者ニ對シテ十日間ノ期間ヲ定メ其ノ期間其ノ者ニ對シ支給スベキ傷病手當金ノ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十五條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對

シテハ政令¹ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得

1 令第三十條参照。

第五十六條 療養ノ給付又ハ傷病手當金若ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニ付必要アリト認ムルトキハ診斷ヲ行フコトヲ得

正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シテハ療養ノ給付ノ全部若ハ一部又ハ傷病手當金障害年金若ハ障害手當金ノ全部若ハ一部ヲ支給ヲ爲サザルコトヲ得

第五十七條 養老年金、障害年金又ハ遺族年金ヲ受クル者ニ付必要アリト認ムルトキハ其ノ身分關係ノ異動及發疾狀態ノ繼續ノ有無ニ關シ其ノ者ヲシテ必要ナル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ書類ヲ提出セザル者ニ對シテハ養老年金、障害年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトヲ得¹

1 第六十九條ノ二参照。

第八節 福祉施設

第五十七條ノ二 政府ハ被保險者、被保險者タリシ者又ハ保險給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第五十七條ノ三 被保險者タリシ者ガ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介シタ

保險施設

費用の支給

ル職業ニ就ク爲其ノ住所又ハ居所ヲ變更スル場合ニ於テハ政府ハ被保險者タリシ者及其ノ者ニ依リ生計ヲ維持セラルル家族ノ移轉ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得¹ 前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣、船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

1 失業保險法第二十七條参照。

第四章 費用ノ負擔

第五十八條 國庫ハ療養ノ給付、傷病手當金及葬祭料ヲ除クノ外政令¹ノ定ムル所ニ依リ保險給付ニ要スル費用ノ五分ノ一ヲ負擔ス但シ失業保險金ノ支給ニ付テハ之ニ要スル費用ノ三分ノ一ヲ負擔ス²

國庫ハ前項ニ規定スル費用ノ外毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ船員保險事業ノ事務ノ執行ニ要スル費用³ヲ負擔ス

1 令第三十一條参照。

2 失業保險法第二十八條参照。

3 船員保險事務に従事する職員ノ俸給、旅費、廳費その他すべてのもを含む。

第五十九條 政府ハ船員保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徵收ス

前項ノ保險料額ハ第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者ノ

國庫の負擔

保險料

の徴収

報酬月額ニ保険料率ヲ乗ジテ得タル額トス
第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ノ其ノ被保険者ト爲リタル月ノ保険料額ハ前項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス

第一項ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ保険料率ハ左ノ如シ

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第二號ニ該當セザルモノニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十九圓二十錢ノ割

二 第三十三條ノ三第二項ニ規定スル期間ノ被保険者ニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十七圓ノ割合

三 第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十二圓二十錢ノ割合

1 實際には社會保險出張所がこれに當る。

使用者の負擔割合

第六十條 被保険者及被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ左ノ區分ニ從ヒ保険料額ヲ負擔ス

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第二號ニ該當セザルモノニ付テハ被保険者ニ於テ保険料額ノ十九・二分ノ七・九、船舶所有者ニ於テ保険料額ノ十九・二分ノ十一・三

二 第三十三條ノ三第二項ニ規定スル期間ノ被保険者ニ付テハ被保険者ニ於テ保險

保險料の納付義務

料額ノ十七分ノ六・八、船舶所有者ニ於テ保險料額ノ十七分ノ十・二

第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ保險料額ノ全額ヲ負擔ス

第六十一條 船舶所有者ハ其ノ使用スル被保険者ノ負擔スベキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

1 令第三十六條、第三十七條參照。

報酬の控除

第六十二條 船舶所有者ハ政令¹ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スベキ保險料ヲ被保険者ニ支拂フベキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依リ保險料ヲ控除シタルトキハ之ニ關スル計算書ヲ作製シ其ノ控除額ヲ被保険者ニ通知スベシ

1 令第三十四條參照。

第五章 審査ノ請求、訴願及訴訟

不服の申立

第六十三條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者¹ハ保險審査官ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ船員保險審査官ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ裁判

所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得²
前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

職權審査

- 1 受給資格者。
- 2 保險審査官及び船員保險審査官の審査を經た後に限る。

第六十三條ノ二 保險審査官ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ノ決定ニ關シ職權ヲ以テ審査スルコトヲ得

保險審査官審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ノ決定ヲ爲シタル當該官吏員ニ對シ質問ヲ爲シ、被保險者ヲ使用スル船舶所有者、第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル團體又ハ保險給付ヲ受クベキ者ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

- 1 決定を前提とせざる審査。
- 2 法第六十九條ノ二參照。

第六十四條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第十二條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

- 1 裁判所に訴訟を提起することもできる。

第六十五條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ關シ訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ船員保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第六十五條ノ二 船員保險審査會ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者、船舶所有者ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者ニ付主務大臣各同數ヲ委嘱ス

船員保險審査會

訴願

申立の期間

第六十六條 本法ニ規定スルモノノ外船員保險審査會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第一百五十八條第二項及第五百十九條ノ規定ヲ準用ス

- 1 訴願法第八條第三項 行政廳ニ於テ宥恕スベキ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得。
- 2 民事訴訟法第一百五十八條第二項 同一ノ事件ニ付同一ノ原告若ハ被告ニ對シテ爲ス其後ノ公示送達ハ貼付ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト見做ス。
- 3 民事訴訟法第一百五十九條、期日ハ裁判長日及ビ時ヲ以テ之ヲ定ム。

第六章 罰 則

秘密洩するに對する罰則

第六十八條 當該官吏吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナクシテ第九條ノ三ノ規定ニ依ル診療録ノ檢査ニ關シ知得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同シ

使用者
に對す
る罰則

第六十九條 被保險者ヲ使用スル船舶所有者又ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者故ナク左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 本法ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ、文書ノ提出ヲ爲サズ又ハ出頭セザルトキ

二 本法ノ規定ニ依ル當該官吏吏員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

三 第六十一條本文ノ規定ニ違反シ其ノ納付スベキ保険料ヲ納付セザルトキ

第六十九條第二項ノ規定ニ依ル證明ヲ拒ミタルトキ

一 本法ノ規定ニ依ル報告、申出若ハ届出ヲ爲サズ、虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ爲シ、文書ノ提出ヲ爲サズ又ハ出頭セザルトキ

二 本法ノ規定ニ依ル當該官吏吏員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

法人に

第七十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法

被保險者
その他者
に對す
る罰則

對する
罰則

人又ハ人ノ業務ニ關シ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則 (昭和十四年四月六日法律第七十三號)

本法施行ノ期日ハ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ政令ヲ以テ之ヲ定ム

政令ヲ以テ指定スル日前十五年間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲スベキ資格ヲ有スル船員トシテ五年以上船舶ニ乗組ミタル者ガ四十五歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ同日以前十五年間ニ於テ船舶ニ乗組ミタル期間ト被保險者タリシ期間トヲ合算シ十五年以上ニ達スルモ十五年以上被保險者タリシ者ニ非ザルトキハ其ノ者ニ對スル脱退手當金ノ支給條件及其ノ額ニ付テハ第四十六條及第四十七條ノ規定ニ拘ラズ政令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ第四十二條ノ三若ハ第四十七條ノ二又ハ第五十條第三號ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ脱退手當金ノ支給ヲ受クル者ニハ第四十七條ノ三ノ規定ニ依ル脱退手當金ヲ支給セズ (改正二〇・二・一九、法律二四)

附 則 (昭和十八年三月八日法律第二十七號)

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ二ノ規定ハ昭和十六年十二月八日以後同條ノ船舶ニ乗組ミタル期間ニ之

ヲ適用ス

七八八

第三十二條第一項及第三十三條ノ改正規定施行前療養ノ給付若ハ船員法第十七條若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル扶助又ハ傷病手當金ノ支給若ハ同法第十七條若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル手當ノ支給ノ始マルベキ場合ニ於テハ療養ノ給付又ハ傷病手當金ノ支給ニ關シテハ第三十二條第一項及第三十三條ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

附 則(昭和二十年二月十九日法律第二十四號)

第一條 本法施行ノ期日ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 第七十三條ノ規定ハ昭和十九年一月一日以後同條ノ船舶ニ乗組ミタル期間ニ之ヲ適用ス

昭和十九年一月一日前ニ於ケル被保險者タリシ期間ノ加算及之ニ因リ増加スベキ保險給付ニ要スル費用ノ負擔ニ關シテハ仍従前ノ例ニ依ル

第三條 第七十四條及第七十五條ノ規定ニ依ル障害年金又ハ遺族年金ハ第二十四條ノ規定ニ拘ラズ本法施行ノ日ヨリ之ヲ支給ス

第四條 本法施行ノ際發疾年金ノ支給ヲ受クル者ニ對スル障害年金ノ支給及其ノ者ガ死亡シタル場合ニ於ケル第四十二條ノ改正規定又ハ第四十二條ノ二ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第五條 昭和十五年法律第十四號中左ノ通改正ス

第一條及第二條中「及傷病手當金」ヲ「傷病手當金及葬祭料」ニ改ム

附 則(昭和二十一年一月二十六日勅令第四十三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和二十二年九月五日法律第百三號)

第一條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第二條 この法律施行の日において、現に保險給付の支給を受ける権利を有する者に支給するものについては、なお従前の例による。

第三條 従前の第七十三條乃至第七十六條の規定による加算、保險給付及び國庫の負擔すべき費用については、なお従前の例による。

第四條 關東州船員保險令は、これを廢止する。

第五條 關東州船員保險令による被保險者であつた者については、同令による被保險者であつた期間は、これをこの法律による被保險者であつたものとみなす。

第六條 昭和二十年法律第二十四號の一部を次のように改正する。

附則第六條を削る。

附 則(昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十五號)

第一條 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

第二條 改正後の第三十三條ノ三第一項に規定する被保險者であつた期間には、昭和

七八九

二十二年十一月一日前における被保険者であつた期間は、これを算入しない。

第三條 政府は、被保険者が左に掲げる事項に該当するときは、昭和二十三年四月三十日までは、失業手当金を、同年五月一日以後は、失業保険金を支給する。

一 船員として船舶所有者に使用されなくなつた日まで六箇月以上、船舶所有者に使用されたこと。

二 前號に該当する者が昭和二十二年十一月一日から昭和二十三年四月三十日まで
の間において、船員として船舶所有者に使用されなくなつた場合において、第三
十三條ノ三第一項の規定に該当しないこと。

前項の規定によつて失業手当金（同項に規定する失業保険金を含む。第十一條の場
合を除いて以下同じ）の支給を受けることができる者が、第五條に規定する期間内
に再び船員として船舶所有者に使用された後使用されなくなつたときは、同項に該
當しないときでも、前の資格に基く失業手当金を支給する。

被保険者が第一項の規定により失業手当金の支給を受けたときは、その支給につい
て計算の基礎とされた期間は、改正後の第三十三條ノ三第一項に規定する被保険者
であつた期間に、これを算入しない。

第四條 前條の規定に該当する者（以下受給資格者という。）が失業手当金の支給を受
けようとするときは、左の手續をしなければならぬ。

一 前條の規定に該当することを證明する文書その他必要な書類を船員職業紹介所
又は公共職業安定所に提出すること。

二 船員として船舶所有者に使用されなくなつた後、政令の定めるところにより、
船員職業紹介所又は公共職業安定所に出頭して求職の申込をした上、失業の認定
を受けること。

第五條 失業手当金の支給を受ける期間は、受給資格者が最初に船員として船舶所有
者に使用されなくなつた日の翌日から起算して、一年間とする。

第六條 失業手当金は、受給資格者が第四條の規定により船員職業紹介所又は公共職
業安定所に求職の申込をした日から起算し失業の日數が通算して三十日に満たない
間は、これを支給しない。但し、失業手当金の支給を受けた者が前條に規定する期
間内に再び船員として船舶所有者に使用された後使用されなくなつたときは、この
限りでない。

第七條 失業手当金は、第五條に規定する一年の期間内において、通算して百二十日
分を超えてこれを支給しない。

第八條 受給資格者が改正後の第三十三條ノ三第一項の規定に該当するに至つたとき
は、失業手当金を支給しない。

第九條 受給資格者が、船員職業紹介所又は公共職業安定所の紹介する職業に就くこ

と、又はその指示した職業の補導を受けることを拒んだときは、失業手當金を支給しない。但し、左の各號の一に該當するときは、この限りでない。

一 紹介された職業又は補導を受けることを指示された職業が受給資格者の能力からみて不適當と認められるとき。

二 就職するため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その變更が困難であると認められるとき。

三 就職先の報酬が、同種の業務及び技能について行われる一般の報酬水準に比べて、不當に低いとき。

四 職業安定法第二十條の規定に違反して勞働爭議の發生している事業所に受給資格者を紹介したとき。

五 その他正當の理由あるとき。

船員職業紹介所又は公共職業安定所は、受給資格者について、前項各號の一に該當するかしないかを認定しようとするときは、厚生大臣が船員保険委員會の意見を聽いて定めた基準によらなければならない。

第十條 第三條第一項に該當する者が自己の責に歸すべき重大な事由に因り又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず自己の都合により船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手當金を支給しない。

船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三條第一項に該當する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたかどうかを認定しようとするときは、厚生大臣が船員保険委員會の意見を聽いて定めた基準によらなければならない。

第十一條 失業手當金の支給に要する出費は、國庫において全額これを負擔し、第三條第一項の失業保険金の支給に要する費用については、その三分の一は國庫においてこれを負擔し、その三分の二は、船員保険法の規定による保険料を以て、これに充てるものとする。

第十二條 失業手當金の支給を受ける権利は、一年を経過したときは、時效によつて消滅する。

第十三條 失業手當金については、船員保険法第七條、第九條、第九條ノ二、第十條第二十六條、第二十七條、第三十三條ノ五、第三十三條ノ九、第五十五條、第六十三條、第六十三條ノ二及び第六十七條の規定を準用する。但し、第三十三條ノ五中「百分ノ八十」とあるのは、「百分ノ七十五」と讀み替えるものとする。

第十四條 船舶所有者、船員保険法第九條ノ二に規定する關係者又は受給資格者が故なく左の各號の一に該當するときは、これを一萬圓以下の罰金に處する。

一、第十三條において準用する船員保険法第九條の規定による報告をせず、若しく

は虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提示し、又は出頭しなかつたとき。

二、第十三條において準用する船員保険法第九條ノ二の規定による當該官吏の質問に對し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三、第十三條において準用する船員保険法第九條第二項の規定による證明を拒んだとき。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、同條の罰金刑を科する。

別表第一

六	五	四	三	二	一	發疾ノ程度
級	級	級	級	級	級	
						月
五・〇	五・五	六・〇	六・五	七・〇	八・〇	數

別表第二

八	七	六	五	四	三	二	一	發疾ノ程度
級	級	級	級	級	級	級	級	
								月
二	四	六	九	一五	二〇	二五	二	數

別表第三

被保險者タリシ期間	月	數
六月以上	〇	五
一年以上	一	〇
二年以上	二	〇
三年以上	三	〇
四年以上	四	〇
五年以上	五	〇
六年以上	六	〇
七年以上	七	〇
八年以上	八	〇
九年以上	一〇	〇
一〇年以上	一一	〇
一一年以上	一二	〇
一二年以上	一三	〇
一三年以上	一四	〇
一四年以上	一五	〇

別表第四

被保險者タリシ期間	月	數
六月以上	一	〇
一年以上	二	〇
二年以上	三	〇
三年以上	四	〇
四年以上	五	〇
五年以上	六	〇
六年以上	七	〇
七年以上	八	〇
八年以上	九	〇
九年以上	一〇	〇
一〇年以上	一一	〇
一一年以上	一二	〇
一二年以上	一三	〇
一三一年以上	一四	〇
一四年以上	一五	〇

別表第五

等級	報酬日額ノ平均額	率	
		失業保險金	失業手當金
一	二十圓未滿	八〇%	七五%
二	二十圓以上二十五圓未滿	七七	七二
三	二十五圓以上三十圓未滿	七五	七〇
四	三十圓以上三十五圓未滿	七三	六八
五	三十五圓以上四十圓未滿	七〇	六五
六	四十圓以上四十五圓未滿	六七	六二
七	四十五圓以上五十圓未滿	六五	六〇
八	五十圓以上五十五圓未滿	六三	五八
九	五十五圓以上百圓未滿	六〇	五五
一〇	百圓以上百十圓未滿	五七	五二

一	百十圓以上百二十圓未滿	五五	五〇
二	百二十圓以上百三十圓未滿	五三	四八
三	百三十圓以上百四十圓未滿	五〇	四五
四	百四十圓以上百五十圓未滿	四七	四二
五	百五十圓以上百六十圓未滿	四五	四〇
六	百六十圓以上百七十圓未滿	四三	三八
七	百七十圓以上	四〇	三五

備考

一 本表ニ依リ算出シタル各級ノ支給日額ガ次級ノ最低日額ヲ超ユルトキハ其ノ次級ノ最低日額ヲ以テ支給日額トス

二 失業保険金ニ付テハ失業保険法第十七條第五項及第六項ノ規定ニ依リ失業保険金額表ガ改正セラレ其ノ效力ヲ生ジタル場合ニ於テハ第十四級及第十五級中「百五十圓」ヲ「百五十五圓」ニ、第十五級及第十六級中「百六十圓」ヲ「百七十圓」ニ、第十六級及第十七級中「百七十圓」ヲ「百九十圓」ニ變更シ本表ヲ適用スルモノトス

八 船員保險法施行令

昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 六 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 七 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 八 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 九 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 十 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 一 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 二 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 三 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 四 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 五 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 六 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 七 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 八 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 九 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 十 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 一 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 二 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 三 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 四 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 五 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 六 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 七 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 八 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 九 號	改 正 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 三 日 勅 令 第 六 百 十 十 號
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第一章 總 則

第一條 船員保險法第三條第一項ノ給料ニ準ズベキモノノ範圍ハ左ニ掲グルモノ以外ノモノトス

一 時間外手當

二 水先手當

法第三條第一項關係

法第四條
第一項關係

八〇〇

三 其ノ他厚生大臣ノ指定スルモノ
 第二條 給料ニ準ズベキモノノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合
 ニ於テハ其ノ價格ハ厚生大臣ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス
 一 食事ノ支給、社宅支給等。

第三條 船員保險法第四條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ
 依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	五百圓	十七圓	五百五十圓未滿
第二級	六百圓	二十圓	五百五十圓以上六百五十圓未滿
第三級	七百圓	二十三圓	六百五十圓以上七百五十圓未滿
第四級	八百圓	二十七圓	七百五十圓以上八百五十圓未滿
第五級	九百圓	三十圓	八百五十圓以上九百五十圓未滿
第六級	千圓	三十三圓	九百五十圓以上千圓未滿

第七級	千二百圓	四十圓	千百圓以上千三百圓未滿
第八級	千四百圓	四十七圓	千三百圓以上千五百圓未滿
第九級	千六百圓	五十三圓	千五百圓以上千七百圓未滿
第十級	千八百圓	六十圓	千七百圓以上千九百圓未滿
第十一級	二千圓	六十七圓	千九百圓以上二千圓未滿
第十二級	二千二百圓	七十三圓	二千百圓以上二千三百圓未滿
第十三級	二千四百圓	八十圓	二千三百圓以上二千五百圓未滿
第十四級	二千六百圓	八十七圓	二千五百圓以上二千七百圓未滿
第十五級	二千八百圓	九十三圓	二千七百圓以上二千九百圓未滿
第十六級	三千圓	百圓	二千九百圓以上三千百五十圓未滿
第十七級	三千三百圓	百十圓	三千百五十圓以上三千四百五十圓未滿
第十八級	三千六百圓	百二十圓	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未滿

八〇一

第十九級	三千九百圓	百三十圓	三千七百五十圓以上四千五十圓未滿
第二十級	四千二百圓	百四十圓	四千五十圓以上四千三百五十圓未滿
第二十一級	四千五百圓	百五十圓	四千三百五十圓以上四千六百五十圓未滿
第二十二級	四千八百圓	百六十圓	四千六百五十圓以上四千九百五十圓未滿
第二十三級	五千百圓	百七十圓	四千九百五十圓以上五千三百五十圓未滿
第二十四級	五千五百圓	百八十三圓	五千三百五十圓以上五千七百五十圓未滿
第二十五級	五千九百圓	百九十七圓	五千七百五十圓以上六千五百五十圓未滿
第二十六級	六千三百圓	二百十圓	六千五百五十圓以上六千九百五十圓未滿
第二十七級	六千七百圓	二百三十三圓	六千九百五十圓以上七千三百五十圓未滿
第二十八級	七千百圓	二百三十七圓	七千三百五十圓以上七千七百五十圓未滿
第二十九級	七千五百圓	二百五十圓	七千七百五十圓以上八千五百五十圓未滿
第三十級	八千圓	二百六十七圓	八千五百五十圓以上

法第四條第二項關係

法第二條第十條關係

報酬額の算定

第四條 標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ命令¹ノ定ムル所ニ依リ其ノ標準報酬ヲ變更ス
船員保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ引續キ從前ノ標準報酬ニ依ル但シ其ノ者ノ申請ニ依リ標準報酬ヲ減額スルコトヲ得²
第二項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス

- 1 則第十七條參照。
- 2 則第九條參照。

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス
一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル年額ノ十分ノ一
二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額
三 日ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル日額ノ三十倍
四 前三號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍
五 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ勞務ニ従事スル

法第十二條第一項關係

者が通常ノ場合ニ於テ受クベキ額ヲ標準トシテ算定シタル額
六 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額
被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ都道府縣知事ノ定ムル方法ニ依リ之ヲ算定ス

第六條 船員保險法第十二條第一項ノ規定ニ依リ保險料納付ノ督促ヲ爲サントスルトキハ都道府縣知事ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ
督促狀ヲ發シタルトキハ督促手数料トシテ三圓ヲ徵收ス

- 1 法第六十一條參照。
- 2 則第九十七條參照。

延滞金の徴收

第七條 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 納入ノ告知書一通ノ徵收金額百圓未滿ナルトキ
- 二 納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

法第十五條關係 給付の除外例

三 納付義務者ノ住所及居所ガ日本國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ
督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手数料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ
第七條ノ二 官吏又ハ待遇官吏(俸給給料ヲ受ケザル者ヲ除ク)ハ船員保險ノ被保險者タラザルモノトス

第八條 國ニ使用セラルル被保險者ガ厚生大臣ノ指定シタル共濟組合ヨリ保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ其ノ者ニ對シテハ保險給付ヲ爲サズ

前項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル共濟組合ハ左ノ要件ヲ具フルモノニ限ル
一 被保險者タル組合員ニ對スル給付ノ種類ガ保險給付ノ種類ヲ包含シ其ノ給付ガ同種ノ保險給付ト同程度ナルコト
二 被保險者タル組合員ニ對スル給付ノ中保險給付ニ相當スル給付ニ要スル費用ニ付國ガ船員保險法ニ依リ國庫及船舶所有者トシテ爲ス負擔ト同一ノ割合ヲ下ラザル負擔ヲ爲スコト

- 1 則第七條參照。
- 2 國有鐵道共濟組合および逓信事業共濟組合。

第九條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者ニ付テハ保險料ハ之ヲ徵收セズ

第十條 第八條ノ規定ニ依リ指定シタル共済組合ノ組合員タル被保險者若ハ被保險者
タリシ者ガ第八條ノ規定ニ依リ指定シタル共済組合ノ組合員タラザル被保險者ト爲
リタル場合又ハ第八條ノ規定ニ依リ指定シタル共済組合ノ組合員タラザル被保險者
若ハ被保險者タリシ者ガ第八條ノ規定ニ依リ指定シタル共済組合ノ組合員タル被保
險者ト爲リタル場合ニ於テ必要ナル規定ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十一條 管海官廳及船員法第四十五條ノ規定ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長
又ハ之ニ準ズル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船員保險ニ關スル事務ノ一部ヲ行フ¹

1 現在は實施しておらず改正の豫定。

第二章 被保險者

第十二條 削除

第十三條 七年以上十五年未満被保險者タリシ者ハ被保險者タラザルニ至リタル場合¹

ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以内ニ船員保險法第二十條ノ規定ニ依ル被
保險者タラントスル申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得
前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ都道府縣知事ニ於テ正當ノ理由アリト
認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得
第一項ノ申請ヲ爲シタル者ガ初テ納付スベキ保險料ニ付第十四條第一號ニ掲グル事

實アリタルトキハ繼續シテ其ノ被保險者ト爲ラザリシモノト看做ス

- 1 則第十六條參照。
- 2 則第十四條、則第十五條參照。
- 3 則第十四條參照。

第十四條 船員保險法第二十一條第一項ニ規定スル事由ハ左ノ如シ

- 一 保險料ヲ滯納シ船員保險法第十二條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保
險料ヲ納付セザルトキ
 - 二 船員保險法第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ
 - 三 船員保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル申請ヲ爲シ
タルトキ
- 1 督促狀に示されたる期日、令第六條參照。

第三章 保險給付

第十五條 遺族年金ヲ受クベキ者ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者
(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)並
ニ子、父母、孫及祖父母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ニ依リ
生計ヲ維持シタルモノトス¹

遺族年金受給者の順位

被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シタル者ト看做ス

- 1 則第八十一條、第八十二條ノ三、第八十二條ノ七參照。
- 2 則第八十二條ノ六參照。

第十六條 遺族年金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順位ニ依ル
 前項ノ規定ニ拘ラズ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス¹
 先順位者タルベキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前二項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限り之ヲ適用ス

- 1 則第八十二條。

第十七條 男子タル配偶者ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時六十歳以上ナルトキ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り之ニ遺族年金ヲ支給ス
 被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時十六歳以上ノ子若ハ孫又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時六十歳未満ノ父、母、祖父若ハ祖母ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り之ニ遺族年金ヲ支給ス

葬祭料及一時金受給の範圍

ニ限り之ニ遺族年金ヲ支給ス

第十八條 葬祭料又ハ船員保險法第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保険者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者並ニ子、父母、孫及祖父母トス¹
 葬祭料又ハ船員保險法第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前項ニ掲グル順位ニ依ル
第十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

- 1 則第六十七條、第六十八條、第七十四條ノ二、第八十二條ノ二及び九參照。

第十九條 前條第一項ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ葬祭料又ハ船員保險法第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ支給ス但シ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺言又ハ厚生大臣ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ其ノ者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フ

- 1 則第六十五條參照。

第二十條 第十五條乃至第十七條ノ規定ハ船員保險法第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル支給金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

第十八條及前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依ル遺族ノ範圍ニ屬スル

法第二十七條ノ關係

受給者の豫告の指定

法第二十八項 關係

遺族ナキ場合ニ於テ船員保險法第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル支給金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

第二十一條 船員保險法第二十八條第二項但書ニ規定スル場合ハ左ニ掲グルモノトス
一 船員法第八十九條ノ規定ニ依リ療養ヲ受クベキ者ガ其ノ災害補償ヲ受クベキ事由ト同一ノ事由ニ因リ船員保險法第二十八條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ヲ受クル場合

二 其ノ他厚生大臣ノ定ムル場合
1 療養保障ニ關スル條項。

法第二十八條 關係

第二十一條ノ二 保險醫又ハ保險藥劑師ハ都道府縣知事之ヲ指定ス

保險醫又ハ保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルノ責務ヲ怠リ其ノ他保險醫又ハ保險藥劑師トシテ不適當ト認ムベキ事由アルトキハ都道府縣知事ハ前項ノ指令ヲ取消スコトヲ得^六、

1 則第二十四條、第三十三條、第八十五條參照。

第二十一條ノ三 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ請求スベキ費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ都道府縣知事之ヲ算定ス

第二十二條 創除

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ船員保險法第二十九條ノ規定ニ依

法第二十八條 關係

法第十九條 關係

リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

一 都道府縣知事ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ¹

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ保險醫及厚生大臣若ハ都道府縣知事ノ指定スル者以外ノ醫師齒科醫師、其ノ他ノ者ノ診療又ハ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ者ノ申請アリタルトキ²

三 其ノ他厚生大臣ノ定ムル場合ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ申請アリタルトキ³

1 則第四十三條參照。

2 則第四十四條參照。

3 則第四十三條ノ二參照。

療養費の額

第二十四條 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ都道府縣知事之ヲ定ム

法第三十二條 關係

第二十五條 船員保險法第三十二條ニ規定スル事由ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ左ニ掲グル事由ニ該當スルニ至リタルトキトス

一 障害年金又ハ障害手當金ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 前號以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付開始後二年ヲ經過スルモ疾病又ハ負傷治癒セザルトキ但シ職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ

法第三十三條ノ係

テハ此ノ限リニ在ラズ

第二十六條 船員保險法第三十三條ノ三ノ規定ニ該當スル者(以下受給資格者ト稱ス)ガ失業ノ認定ヲ受ケントスルトキハ其ノ居住地ヲ管轄スル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所(當該船員職業紹介所長又ハ公共職業安定所長ノ指定スル場所ヲ含ム以下管轄船員職業紹介所又ハ管轄公共職業安定所ト稱ス)ニ出頭シ求職ノ申込ヲ爲スベシ但シ管轄船員職業紹介所長又ハ管轄公共職業安定所長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ニ其ノ失業ノ認定ヲ委嘱スルコトヲ得

第二十六條ノ二 失業ノ認定ハ受給資格者ガ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル後最初ニ管轄公共職業安定所若ハ管轄公共職業安定所ニ出頭シタル日又ハ管轄船員職業紹介所長若ハ管轄公共職業安定所長ノ指定スル日及其ノ日ノ後一週間ニ二回宛之ヲ行フモノトス但シ管轄船員職業紹介所長又ハ管轄公共職業安定所長ハ受給資格者ニ付其ノ者ガ職業ニ就クコトヲ忌避セルモノト認ムルニ足ル事實アルトキハ其ノ失業ノ認定ヲ受クベキ回数ヲ増加シ又ハ特ニ必要ナリト認ムルトキハ其ノ失業ノ認定ヲ受クベキ回数ヲ減ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ受給資格者ガ最初ニ管轄船員職業紹介所又ハ管轄公共職業安定所ニ出頭シタル日ノ後ニ於テ失業ノ認定ヲ受クベキ日ハ管轄船員職業紹介所長又ハ管轄公共職業安定所長之ヲ定メ其ノ者ニ通知スベシ

法第三十三條ノ係

失業ノ認定ノ例外

第二十六條ノ三 受給資格者ガ疾病又ハ負傷ニ因リ失業ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テ其ノ期間ガ失業ノ認定ヲ受クル爲出頭スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ三十日內ニ繼續シテ十五日未滿ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ證明書ヲ提出スルトキハ管轄船員職業紹介所長又ハ管轄公共職業安定所長ハ當該證明書ニ依リ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル失業ノ認定ハ當該三十日內ニ一回限リトス

第二十六條ノ四 受給資格者ガ管轄船員職業紹介所又ハ管轄公共職業安定所ノ紹介ニ應ジテ求人者ニ面接スル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ求人者ノ證明書ヲ提出スルトキハ管轄船員職業紹介所長又ハ管轄公共職業安定所長ハ當該證明書ニ依リ面接スル爲ニ必要ト認メラルル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得

管轄船員職業紹介所長又ハ管轄公共職業安定所長ノ指示ニ從ヒ職業ノ補導ヲ受クル受給資格者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ職業補導所長ノ證明書ヲ提出スルトキハ管轄船員職業紹介所長又ハ管轄公共職業安定所長ハ當該證明書ニ依リ職業ノ補導ヲ受クル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得

第二十六條ノ五 天災其ノ他避クルコトヲ得ザル事故ニ因リ受給資格者ガ失業ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ居住地ノ官公署ノ證明書ヲ提出スルトキハ管轄船員職業紹介所長又ハ管轄公共職業安定所長ハ當該證明書ニ依

リ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得

第二十六條ノ六 受給資格者ガ船員保險法第三十三條ノ五第三項ノ規定該當スル場合ニ於テ其ノ收入ノ一日分ニ相當スル額ヨリ五圓ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ノ合算額ガ失業保險金ノ算定ノ基礎ト爲リタル報酬日額ノ百分ノ八十二相當スル額ヲ超エザルトキハ失業保險金ノ全額ヲ支給シ其ノ合算額ガ其ノ報酬日額ノ百分ノ八十二相當スル額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ヲ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ヨリ控除シタル殘額ヲ失業保險金トシテ支給ス但シ當該超過額ガ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額以上ノ額ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 船員保險法第四十條又ハ第四十二條ノ三ノ規定ニ依ル期間ハ廢疾又ハ死亡ノ原因ト爲リタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付痛養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ二年トス¹

1 則第六十九條、第七十條參照。

第二十八條 船員保險法第四十條ノ規定ニ依リ障害年金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ状態ハ別表第一ニ該當スルコトヲ要シ障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ状態ハ別表第二ニ該當スルコトヲ要ス

職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ職務上ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廢疾ト爲リタルトキハ前後ノ廢疾ノ状態ヲ合シタルモノニ依リ其

ノ程度ヲ査定ス

第二十九條 船員保險法第五十條ノ四ニ規定スル事由ハ左ノ如シ¹

一 配偶者ガ婚姻(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム)シタルトキ

二 子又ハ孫(被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ者ヲ除ク)ガ十六歳ニ達シタルトキ

三 不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキニ因リ邊族年金ノ支給ヲ受クル男子タル配偶者、子、父、母、孫、祖父又ハ祖母ニ付其ノ事情止ミタルトキ
1 則第八十二條ノ五、第八十二條ノ八參照。

第三十條 詐欺其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケントシタル者ニ對シテハ厚生大臣ハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ決定ハ厚生大臣ニ於テ其ノ事實ヲ知りタルトキ遲滯ナク之ヲ爲シ本人ニ通知スベシ

第四章 費用ノ負擔

第五項 第十一條 關係

第三十一條 船員保險法第五十八條第一項ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔スベキ費用ノ金額ハ保險給付ニ要スル費用ヨリ船員法ノ規定ニ依リ災害補償ヲ受クベキ者ノ船員保險法ノ規定ニ依リ受クル保險給付ニシテ其ノ災害補償ニ相當スルモノニ要スル費用ヲ控除シタル額ノ五分ノ一トス

第三十二條 削除

第三十三條 削除

第六條 第十二條 關係

第三十四條 船舶所有者ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ船員保險法第六十二條ノ規定ニ依リ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料(支拂フ報酬ガ二月以上ノ期間ニ對スルモノナルトキハ其ノ期間ニ係ル保險料)ヲ其ノ報酬ヨリ控除スルコトヲ得被保險者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ヲモ控除スルコトヲ得

第三十五條 削除

第三十六條 毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ¹

都道府縣知事ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以内ノ

保險料 納付 期日

保險料 納付 期日

期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ都道府縣知事ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

1 則第一百一條參照。

第三十七條 保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料

ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一 國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

二 強制執行ヲ受クルトキ

三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四 競賣ノ開始アリタルトキ

五 法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

前項ノ規定ハ被保險者ノ乗組ミ又ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ變更アリタル場合及被保險者ノ乗組ミ又ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ又ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

附 則(昭和十五年二月二十三日勅令第六十四號)

本令ハ昭和十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ

船員保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年五月一日ニ於テ現ニ被保險者ノ資格ヲ有スル者ニ對スル標準報酬ハ第四條第一項ノ規定ニ拘ラズ同日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム但シ其ノ者ガ昭和十五年五月二日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後更ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

船員保險法附則第二項中勅令ヲ以テ指定スル日トハ船員保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日トス

船員保險法附則第二項ノ規定ニ依リ支給スベキ脱退手當金ハ被保險者タリ全期間ノ平均報酬月額ニ別表第三ニ定ムル月數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スベキ額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ被保險者タリシ全期間ノ平均報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額(職務上ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スベキ脱退手當金ノ額ニ付テハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均報酬月額ノ二十六月分ニ相當スル金額)ヲ超ユルコトヲ得ズ(改正、二〇、三、三一、勅令一八一)

船員保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日前十五年間ニ於テ他ノ地域ノ船員保險ノ被保險者ト爲ルベク資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル者ノ其ノ乗組ミタル期間ハ其ノ者ガ一ノ地域ニ於テ當該地域ノ船員保險ノ被保險者ト爲リタル

トキハ之ヲ當該地域ノ船員保險ニ於テハ同日前十五年間ニ於テ當該地域ノ船員保險ノ被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間ト看做シ同法附則第二項ノ規定ヲ適用ス

附 則(昭和十六年六月二十日勅令第七百十七號)

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十七年七月一日勅令第六百四號)

本令ハ昭和十七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十七年十月一日勅令第七百六十一號行政簡素化實施ノ爲)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十八年三月三十日勅令第三百三十五號)

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十八年法律第二十七號中第二十八條ノ三乃至第二十八條ノ六規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テ同年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條、第八十一條及第八十三條ノ改正規定並ニ第三十三條ノ二及附則第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十八年法律第二十七號中三十二條第一項及第三十三條ノ改正規定並ニ第六十條第二項及附則第三項ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年法律第二十七號附則第三項ノ場合ニ於テハ第二十一條、第八十一條及第八

十三條ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

第十七條ノ二ノ規定ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ昭和十六年十二月八日ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (昭和十八年十二月一日勅令第九百九號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施ス

附 則 (昭和二十年三月三十一日勅令第百八十一號)

第一條 本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 昭和二十年四月一日前ニ被保險者ノ資格ヲ取得シ同年同月同日迄引續キ被保險者ノ資格ヲ有スル者ノ同年同月同日以後ニ於ケル標準報酬ニ付テハ其ノ者ハ第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付同年同月同日ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

第三條 昭和十九年一月十日前ニ於ケル被保險者タリシ期間ノ加算ニ關シテハ仍従前ノ例ニ依ル

第四條 本令施行前ノ保險料ノ額ノ中廢疾年金、廢疾手當金、死亡手當金並ニ昭和二十年法律第二十四號ニ依ル改正前ノ船員保險法第四十二條及第四十九條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ニ充ツベキ金額ハ第四十一條第一項ノ改正規定ノ適用ニ付テハ保險料ノ額ノ中障害年金、障害手當金及遺族年金並ニ昭和二十年法律第二十四號ニ依ル改正後ノ船員保險法第四十二條及第四十九條ノ改正規定ニ依ル一時金ノ支給ニ充ツ

ベキ金額ト看做ス

第五條 昭和十五年勅令第三百七十九號中左ノ通改正ス

第一條及第三條中「及傷病手當金」ヲ「、傷病手當金及葬祭料」ニ改ム

第六條 船員法施行令中左ノ通改正ス

第十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ規定ハ海員ガ職務ヲ行フニ因ラズシテ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケタル場合ニ於テ疾病又ハ傷痍ニ付海員ニ故意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ之ヲ適用セズ

第十五條第二項ヲ削ル

第七條 關東州船員保險令中左ノ通改正ス

第一條第二項中「北海道」ノ上ニ「東京都」ヲ加フ

第五條第三項及第四項中「雇傭」ヲ「使用」ニ改ム

附 則 (昭和二十年七月十六日勅令第四百十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ日ノ屬スル月ノ前月ノ保險料ノ納付ニ付テハ第三十六條第一項本文ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和二十年十二月二十四日勅令第七百一十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二十一年四月一日勅令第百八十七號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年三月ノ保険料ノ納付ニ付テハ第三十一條第一項ノ改正規定ニ依ル

本令施行前ニ被保險者ノ資格ヲ取得シ同令施行ノ日迄引續キ被保險者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニ付テハ其ノ者ハ同日ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做シ船員保險法施行令第四條第一項ノ規定ヲ適用ス

附 則（昭和二十二年十二月一日政令第二四九號）

第一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第二條 この政令施行の日前に被保險者の資格を取得して、同令施行の日まで引續キ被保險者の資格を有する者の標準報酬については、その者は同日において、被保險者の資格を取得したものとみなして船員保險法施行令第四條第一項の規定を適用する。

附 則（昭和二十三年一月八日政令第六號）

この政令は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

昭和二十二年法律第三百三十五號船員保險法の一部を改正する法律附則第三條第一項の規定による失業手當金の支給については、改正後の第二十六條乃至第二十六條ノ六の規定を準用する。

別表第一

障害年金ヲ支給スベキ程度ノ發疾ノ状態

職務上ノ事由ニ因ル發疾		職務上ノ事由以外ノ事由ニ因ル發疾	
發疾ノ程度ノ番號	發疾ノ状態	番號	發疾ノ状態
一級			
一	兩眼ヲ失明シタルモノ	一	兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二	咀嚼及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	二	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ
三	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	三	脊柱ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
四	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	四	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
五	半身不隨ト爲リタルモノ	五	一手ノ拇指及示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
六	兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	六	十指ノ用ヲ廢シタルモノ
七	兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	七	一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ
八	兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ		
九	兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ		

二級		三級			
一	二	一	二	三	四
一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ
兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ				

八 一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ

九 一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ

一〇 十趾ヲ失ヒタルモノ

一一 前各號ノ外負傷又ハ疾病ニ因リ廢疾ト爲リ精神障害又ハ身體障害ヲ殘シ職務能力ニ高度ノ制限ヲ有スルモノ

四級		五級	
一	二	一	二
兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	十指ヲ失ヒタルモノ	
鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聾シタルモノ	一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ		
一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ		
十指ノ用ヲ廢シタルモノ	兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ		
一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ		

六級	一	二	三	四	五	六	
	一 兩眼ノ視力〇・一以下ニ減シタルモノ	二 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ	三 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力ガ耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ	四 脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害殘スモノ	五 一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ	六 一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ	
	三	四	五	六	七	八	
	一 下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	二 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	三 一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	四 十趾ヲ失ヒタルモノ	五 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セテ四指ヲ失ヒタルモノ	六 一 下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ	七 二 手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セテ四指ヲ失ヒタルモノ

備考

- 一、各級各號又ハ各號ノ一ニ該當セザルモノ之ニ相當スル廢疾ノ状態ト認メラルベキモノハ其ノ最モ近キ各級各號又ハ各號ノ廢疾ノ状態ニ該當スルモノト看做ス
- 二 視力ノ測定ハ萬國式視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス
- 三、指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 四 指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節（拇指ニ在リテハ指關節）ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ
- 五 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 六 趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ蹠趾關節若ハ第一趾關節（第一趾ニ在リテハ趾關節）ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ發疾ノ狀態		職務上ノ事由ニ因ル發疾	
發疾ノ程度	番號	發疾ノ狀態	番號
一級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以上ニ減ジタルモノ	一 一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
	二	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ	二 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損又ハ兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ
	三	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	三 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
	四	胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	四 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力ガ耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ
	五	一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上	五 鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ

二級		一級	
番號	發疾ノ狀態	番號	發疾ノ狀態
一	一眼失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇	一〇	兩側ノ睪丸ヲ失ヒタルモノ
二	以下ニ減ジタルモノ	九	女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ
三	脊柱ニ運動障害ヲ殘スモノ	八	十趾ノ用ヲ廢シタルモノ
四	神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	七	テ失ヒタルモノ
五	一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ	六	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ
		五	一足ヲコリスフランニ關節以上ニテ失ヒタルモノ
		四	テ失ヒタルモノ
		三	十趾ノ用ヲ廢シタルモノ
		二	女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ
		一	兩側ノ睪丸ヲ失ヒタルモノ

二級		一級	
番號	發疾ノ狀態	番號	發疾ノ狀態
一	以下ニ減ジタルモノ	九	一上肢ノ三大關節ノ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
二	脊柱ニ運動障害ヲ殘スモノ	八	一上肢ノ三大關節中ノ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
三	神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	七	一上肢ノ長管狀骨ニ假關節ヲ殘スモノ
四	一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ	六	一上肢ノ長管狀骨ニ假關節ヲ殘スモノ
五	一手ノ拇指及示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上	五	一上肢ノ長管狀骨ニ假關節ヲ殘スモノ
		四	一上肢ノ長管狀骨ニ假關節ヲ殘スモノ
		三	一上肢ノ長管狀骨ニ假關節ヲ殘スモノ
		二	一上肢ノ長管狀骨ニ假關節ヲ殘スモノ
		一	一上肢ノ長管狀骨ニ假關節ヲ殘スモノ

三級	
一	指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
二	一下肢ヲ五種以上短縮シタルモノ
三	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
四	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
五	一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ
六	一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ
七	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
八	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
九	脾臟又ハ一側ノ腎臟ヲ失ヒタルモノ
一〇	一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ
一一	一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ
一二	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
一三	脾臟又ハ一側ノ腎臟ヲ失ヒタルモノ
一四	兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
一五	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
一六	兩眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ

失ヒタルモノ
 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
 前各號ノ外傷又ハ疾病ニ因リ廢疾ト爲リ精神障害、身體障害又ハ神經系統ニ障害ヲ殘シ職務能力ニ制限ヲ有スルモノ

一	指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
二	一下肢ヲ五種以上短縮シタルモノ
三	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
四	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
五	一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ
六	一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ
七	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
八	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
九	脾臟又ハ一側ノ腎臟ヲ失ヒタルモノ
一〇	一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ
一一	一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ
一二	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
一三	脾臟又ハ一側ノ腎臟ヲ失ヒタルモノ
一四	兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
一五	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
一六	兩眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ
一七	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
一八	咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
一九	鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ヲ全ク聾シタルモノ
二〇	一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ、示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ
二一	一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ
二二	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ヲ失ヒタルモノ
二三	一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
二四	生殖器ニ著シキ障害ヲ殘スモノ

四級

- 一 一眼一ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
- 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ残スモノ
- 三 十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ
- 四 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ
- 五 一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ
- 六 一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ
- 七 一下肢ヲ三纏以上短縮シタルモノ
- 八 一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒ

五級

- 九 タルモノ
- 一 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
- 一〇 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
- 一 兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ残スモノ
- 二 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ
- 三 一眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ残スモノ
- 四 鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力四十纏以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ
- 五 脊柱ニ畸形ヲ残スモノ
- 六 一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ
- 七 一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又

六級						
九	八	一	二	三	四	七
ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ 腕腹部臟器ニ障害ヲ殘スモノ	一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ 一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ	七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	一耳ノ耳殼ノ大部分ヲ缺損シタルモノ	鎖骨、胸骨、肋骨、肩押骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ

七級						
二	一	一四	一三	一二	一一	一〇
一眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野モノ	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ	男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ	局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘スモノ	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ
						能ニ障害ヲ殘スモノ 長管骨ニ畸形ヲ殘スモノ 一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ

八級	一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	
	一眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又	變狀ヲ殘スモノ	兩眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又	ハ睫毛禿ヲ殘スモノ	一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ中指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來タルモノ	一下肢ヲ一纏以上短縮シタルモノ	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ	一足ノ第三趾ノ用ヲ廢シタルモノ	第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ

備考	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二			
別表第一ノ備考ト同ジ	男子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ	局部ニ神經症狀ヲ殘スモノ	ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾	節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ	一手ノ中指及示指以外ノ指ノ末關節ヲ失ヒタルモノ	一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ	一手ノ中指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ	下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ	上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ	三齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	ハ睫毛禿ヲ殘スモノ

別表第三

被保険者 タリシ期間	附則第三項ノ日前十五年間ニ於テ船員保險法第十七條ノ規定ニ依ル 被保険者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間
一年以上	五年以上
二年以上	五年以上
三年以上	五年以上
四年以上	五年以上
五年以上	五年以上
六年以上	五年以上
七年以上	五年以上
八年以上	五年以上
九年以上	五年以上
十年以上	五年以上

十一年以上	一三・五	一三・五	一四・〇	一四・〇	一四・五	一四・五	一五・〇	一五・〇	一五・五
九年以上	一三・〇	一三・〇	一三・五	一三・五	一三・〇	一三・〇	一三・五	一三・五	一四・〇
八年以上		一〇・五	一一・〇	一一・〇	一一・五	一一・五	一一・〇	一一・〇	一一・五
七年以上			九・五	九・五	一〇・〇	一〇・〇	一〇・五	一〇・五	一一・〇
六年以上				八・〇	八・五	八・五	九・〇	九・〇	九・五
五年以上					七・〇	七・〇	七・五	七・五	八・〇
四年以上						五・五	六・〇	六・五	六・五
三年以上							四・五	五・〇	五・〇
二年以上								三・五	三・五
一年以上									二・〇
一年以上									二・〇

九 船員保險法施行規則

改	改	改	改	改	改	改	改	改	改	昭
正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	和
昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	和
和	和	和	和	和	和	和	和	和	和	和
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	十
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	五
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	月
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
厚	厚	厚	厚	厚	厚	厚	厚	厚	厚	生
生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生
省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省
令	令	令	令	令	令	令	令	令	令	令
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	五
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	號
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	號
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號

第一章 被保險者

第一節 削除

第一條乃至第六條 削除

第二節 被保險者ノ資格

第七條 被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ガ前ニ被保險者タリシ者ニシテ最後ニ被保險者タリシ當時船員保險法施行令(以下令ト稱ス)第八條ノ規定ニ依リ指定セラレタ

令第八條關係

ル共濟組合(以下指定共濟組合ト稱ス)ノ組合員タル被保險者タリシモノナルトキハ其ノ者ハ其ノ資格取得ノ際指定共濟組合ノ名稱ヲ船舶所有者ニ申出ヅベシ
被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ガ最後ニ朝鮮、臺灣又ハ關東州ノ船員保險ノ被保險者タリシ者ナルトキハ其ノ者ハ其ノ資格取得ノ際左ニ掲グル事項ヲ船舶所有者ニ申出ヅベシ

- 一 朝鮮、臺灣又ハ關東州ノ何レノ船員保險ノ被保險者タリシ者ナリヤノ別
 - 二 最後ニ被保險者タリシ當時乘組ミタル船舶ノ名稱並ニ船舶所有者ノ氏名及住所但シ船員保險法(關東州船員保險令ニ於テ依ルコトヲ定メタル場合ヲ含ム)第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ者ナルトキハ其ノ旨
- 被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ガ最後ニ被保險者(朝鮮、臺灣又ハ關東州ノ船員保險ノ被保險者ヲ含ム)ノ資格ヲ喪失シタル後其ノ船員手帳番號又ハ氏名ヲ變更シタル者ナルトキハ其ノ者ハ其ノ資格取得ノ際變更前ノ船員手帳番號又ハ氏名及變更ノ年月日ヲ船舶所有者ニ申出ヅベシ
- 1 國鐵共濟組合、遞信共濟組合。
- 第八條 船舶所有者ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ様式第一號ニ依ル屆書ヲ十日以内ニ其ノ住所地(第二十三條ノ二ノ規定ニ依リ假住所ヲ選定シタルモノニ在リテハ其ノ假住所地以下之ニ同ジ)ヲ管轄スル都道府縣知事ニ提出スベシ

船主の
出義の
務届

前條ノ規定ニ依ル申出ヲ爲シタル被保險者ニ付テハ船舶所有者ハ前項ノ届書ニ其ノ申出アリタル事項ヲ附記スベシ

第九條 船舶所有者ハ船員保險法施行令第四條第二項ノ規定ニ依リ被保險者ノ標準報酬ノ變更ヲ要スルニ至リタルトキハ様式第二號ニ依ル届書ヲ十日以内ニ其ノ住所地方管轄スル都道府縣知事ニ提出スベシ

第十條 船舶所有者ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキハ様式第三號ニ依ル届書ヲ十日以内ニ其ノ住所地方管轄スル都道府縣知事ニ提出スベシ

第十一條 削除

第十二條 被保險者ハ其ノ船員手帳番號又ハ氏名ニ變更アリタルトキハ變更後ノ船員手帳番號又ハ氏名及變更ノ年月日ヲ遲滞ナク船舶所有者ニ申出ツベシ

第十三條 船舶所有者ハ前條ノ規定ニ依ル申出ヲ受ケタルトキハ其ノ被保險者ノ船舶手帳番號又ハ氏名ノ變更ニ付左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ遲滞ナク其ノ住所地方管轄スル都道府縣知事ニ提出スベシ

一 船舶所有者ノ氏名及住所（船舶所有者ガ法人ナルトキハ名稱及主タル事務所ノ所在地以下之ニ同ジ）

二 被保險者ノ船舶手帳番號又ハ氏名及生年月日

三 變更前ノ船員手帳番號又ハ氏名及變更ノ年月日

第十四條 船員保險法（以下法ト稱ス）第二十七條ノ規定ニ依ル被保險者タラントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ其ノ住所地方管轄スル都道府縣知事、住所地方管轄スル都道府縣知事ナキトキハ東京都知事ニ提出スベシ

一 船員手帳番號、氏名、生年月日及住所

二 被保險者資格喪失ノ年月日

三 被保險者資格喪失ノ際使用セラレタル船舶所有者ノ氏名及住所

四 被保險者資格喪失ノ際指定共済組合ノ組合員タル者ナルトキハ其ノ共済組合ノ名稱

五 令第十三條第一項ノ期限經過後申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由

1 令第十三條參照。

第十五條 法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ其ノ住所地方管轄スル都道府縣知事住所地方管轄スル都道府縣知事ナキトキハ東京都知事ニ提出スベシ

一 船員手帳番號、氏名及住所

二 變更前ノ氏名又ハ住所及變更ノ年月日

第十六條 法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル者ハ其ノ申請書ヲ其ノ住所地方管轄スル都道府縣知事、住所地方管轄スル都道府縣知事ナキトキハ

東京都知事ニ提出スベシ

第三節 標準報酬

第十七條 令第四條第二項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ變更ハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ之ヲ爲ス

第十八條 第八條第一項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ都道府縣知事ハ其ノ被保險者ノ標準報酬ヲ決定シ之ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

第十九條 第九條ノ規定ニ依リ被保險者ノ報酬月額ノ變更ノ届出アリタルトキハ都道府縣知事ハ其ノ被保險者ノ標準報酬ヲ變更シ之ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

第二十條 削除

第二十一條 船舶所有者ハ第十八條又ハ第十九條ノ通知ヲ受ケタルトキハ被保險者ノ受有スル船員手帳ニ其ノ標準報酬月額、等級及變更年月日又ハ被保險者ノ資格取得年月日若ハ資格喪失年月日ヲ記載スベシ

第二十二條 削除

第二十三條 第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ標準報酬ノ減額ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ其ノ住所地ヲ管轄スル都道府縣知事、住所地ヲ管轄スル都道府縣知事ナキトキハ東京都知事ニ提出スベシ

一 船員手帳番號、氏名及住所

標準報酬
の減額

令第四
條第二
項關係
標準決
定報酬
の標準
變更報

假住所
による
届出

二 現在ノ標準報酬ノ等級
三 希望スル標準報酬ノ等級
法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルト同時ニ標準報酬ノ減額ヲ受ケントスルトキハ其ノ標準報酬ノ減額ノ申請ハ第十四條ノ申請書ニ前項二號及第三號ニ掲グル事項ヲ附記シテ之ヲ爲スコトヲ得
第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ被保險者ノ住所地ヲ管轄スル都道府縣知事、住所地ヲ管轄スル都道府縣知事ナキトキハ東京都知事ハ其ノ標準報酬ヲ減額シ之ヲ其ノ被保險者ニ通知スベシ

第四節 雜 則

第二十三條ノ二 船舶所有者ハ本章ノ規定ニ依リ提出スベキ船舶又ハ被保險者ニ關スル届書ニ付テハ假住所ヲ選定シテ其ノ地ヲ管轄スル都道府縣知事ニ事ヲ提出スルコトヲ得

船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依リ假住所ヲ選定セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ其ノ假住所地ヲ管轄スル都道府縣知事ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ假住所ヲ變更又ハ廢止セントスルトキ亦同ジ

一 選定セントスル假住所

二 住所

- 三 所有船舶又ハ被保險者ノ一部ニ付假住所ヲ選定セントスルトキハ其ノ假住所ニ於テ取フ被船舶ノ名稱又ハ被保險者タル船舶ノ種類
 - 四 選定ヲ必要トスル事由
- 前項ノ承認ヲ受ケタル者ハ其ノ提出スル圖書ニハ其ノ假住所ヲ記載スベシ

第二章 保險給付

第一節 療養ノ給付及傷病手當金

第二十四條 保險醫及保險藥劑師ハ別ニ定ムル療養ノ擔當ニ關スル規程ニ從ヒ懇切丁寧ニ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ療養ノ給付ヲ擔當スベシ

第二十五條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ保險醫又ハ厚生大臣若ハ都道府縣知事ノ指定スル者（以下保險醫ト總稱ス）ニ就キ療養ノ給付ヲ受ケントスルトキハ船舶所有者ヨリ様式第四號ニ依ル診療券ノ交付ヲ受クベシ

船舶所有者ハ診療券交付簿ヲ備ヘ被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ診療券ヲ交付スル場合ニ於テハ之ニ其ノ交付年月日、船員手帳番號、氏名、生年月日、傷病名（傷病名不詳ナルトキハ症狀以下之ニ同ジ）及發病又ハ負傷ノ年月日ヲ記載スベシ

船舶所有者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ヨリ診療券ノ交付ヲ求メラレタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

1 令第二十八條、第二十八條ノ二參照。

第二十五條ノ二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ已ムヲ得ザル事由ニ依リ前條ノ診療券ノ交付ヲ受クルコト能ハザルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ診療ヲ受ケントスル保險醫ノ病院又ハ診療所所在地ヲ管轄スル都道府縣知事ニ提出シ診療券ノ交付ヲ受クベシ

- 一 船員手帳番號、氏名、生年月日及住所
- 二 船舶所有者ノ氏名及住所
- 三 傷病名、發病又ハ負傷ノ年月日、原因及職務上外ノ別
- 四 被保險者タリシ者ニ在リテハ最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル年月日
- 五 船舶所有者ヨリ診療券ノ交付ヲ受クルコト能ハザル事由

第二十六條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ保險醫ニ就キ診療ヲ受ケントスルトキハ船舶所有者又ハ都道府縣知事ヨリ交付ヲ受ケタル診療券ヲ保險醫ニ提示スベシ

被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ療養ノ給付ヲ受ケザルニ至リタルトキハ其ノ診療券ヲ遲滞ナク船舶所有者（都道府縣知事ヨリ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ都道府縣知事）ニ返納スベシ

船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依リ被保險者又ハ被保險者タリシ者ヨリ診療券ノ返納アリタルトキハ之ヲ遲滞ナク其ノ住所地ヲ管轄スル都道府縣知事ニ提出スベシ

保險醫
の手續

八四八

第二十七條 保險醫ハ初テ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ診療ヲ爲シタルトキハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ提示シタル診療券ニ所定ノ記載ヲ爲シ之ヲ被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ返納スベシ

第二十八條乃至第三十一條 削除

第三十二條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ保險藥劑師ニ就キ藥劑ノ支給ヲ受ケントスルトキハ現ニ診療ヲ受ケル保險醫ヨリ處方箋ノ交付ヲ受ケ之ヲ保險藥劑師ニ提出スベシ

處方箋
の交付

第三十三條 保險醫ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ヨリ處方箋ヲ求メラレタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ對シ處方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ保險醫ハ様式第五號ニ依リ之ヲ作製スベシ

第三十四條 削除

第三十五條 削除

第三十六條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ看護又ハ移送ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ診療ヲ受ケル保險醫ノ病院又ハ診療所所在地ヲ管轄スル都道府縣知事ニ提出スベシ

看護又
は移送

一、船員手帳番號、氏名及生年月日並ニ被保險者タリシ者ニ在リテハ住所

入院

二 傷病名

三 療養ノ給付開始年月日

四 診療ヲ受ケル保險醫ノ氏名及病院又ハ診療所在地

五 看護ノ場合ニ在リテハ看護ノ期間、移送ノ場合ニ在リテハ移送ノ區間及回数

第三十七條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ病院又ハ診療所ニ收容セラレタルトキハ入院又ハ退院ノ際遲滯ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ病院又ハ診療所

在地ヲ管轄スル都道府縣知事ニ提出スベシ

一 船員手帳番號及氏名並ニ被保險者タリシ者ニ在リテハ住所

二 傷病名、原因及職務上外ノ別

三 病院又ハ診療所ノ名稱及所在地

四 入院年月日及入院豫定日數又ハ退院年月日

第三十八條 削除

第三十九條及第四十條 削除

第四十一條 削除

療養費
の支給

第四十二條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ療養費ノ支給ヲ受ケントスルトキハ其

ノ申請書ヲ診療其ノ他ノ手當ヲ受ケタル醫師若ハ齒科醫師ノ病院又ハ診療所所在地又ハ其ノ他ノ者ノ住所地ヲ管轄スル都道府縣知事ニ提出スベシ

八四九

第四十三條 令第二十三條第一號療養費ノ支給ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

八五〇

- 一 船員手帳番號
 - 二 船舶所有者ノ氏名及住所
 - 三 被保險者タリシ者ニ在リテハ最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル年月日
 - 四 傷病名、發病又ハ負傷ノ年月日、原因及職務上外ノ別
 - 五 診療ヲ受ケタル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ氏名及住所
 - 六 診療又ハ手當ヲ受ケタル費用ノ額
 - 七 法第二十八條第一項第四號後段ノ場合ニ在リトハ宿泊及食事ニ要シタル費用ノ額
 - 八 療養ノ給付ヲ受ケルコト困難ナル事由
- 前項ノ申請書ニハ前項第六號及第七號ニ掲グル費用ノ額ニ關スル證據書類ヲ添附スベシ
- ノ1 受取書等。
- 第四十三條ノ二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ法施行地外ニ在ル期間ニ係ル疾病又ハ負傷ニ關シ外國ニ在ル病院又ハ診療所ニ就キ診療ヲ受ケタル場合ニ於テハ當該被保險者又ハ被保險者タリシ者ヨリ申請アリタルトキハ令第二十三條第三號ノ規定ヲ準用ス

ニ依リ療養費ヲ支給ス

前項ノ規定ニ依ル療養費ノ支給ヲ受ケントスルトキハ其ノ申請書ヲ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ住所地ヲ管轄スル都道府縣知事、住所地ヲ管轄スル都道府縣知事ナキトキハ東京都知事ニ提出スベシ

第四十三條(第一項第八號ヲ除ク)ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル療養費ノ支給ニ之ヲ準用ス

第四十四條 令第二十三條第二號ノ療養費ノ支給ノ申請ニハ左ニ提グル事項ヲ記載スベシ

- 一 第四十三條第一項第一號乃至第七號
 - 二 療養ノ給付ヲ受ケルコトヲ得ザリシ事由
- 第四十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第四十五條 削除
- 第四十五條ノ二 削除
- 第四十六條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ傷病手當金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ第七號ニ掲グル醫師又ハ齒科醫師ノ病院又ハ診療所所在地若ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ住所地ヲ管轄スル都道府縣知事ニ提出スベシ

八五一

- 一 船員手帳番號、氏名、生年月日及住所
 - 二 船舶所有者ノ氏名及住所
 - 三 標準報酬等級（被保險者タリシ者ニ在リテハ最後ニ被保險者タリシ當時ノ標準報酬等級）
 - 四 傷病名、發病又ハ負傷ノ年月日、原因及職務上外ノ別
 - 五 療養ノ爲職務ニ服スルコト能ハザリシ期間
 - 六 當該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受クルトキハ療養ノ給付開始ノ年月日
 - 七 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ病院又ハ診療所ニ收容セラレタルモノナルトキハ其ノ病院又ハ診療所ノ名稱、所在地及之ニ收容セラレタル期間
 - 八 第五號ニ掲グル期間内ニ於テ當該疾病又ハ負傷ニ付最後ニ診療ヲ受ケタル醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及病院又ハ診療所所在地
- 前項ノ請求書ニハ前項第五號ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及船舶所有者ノ證明書ヲ添付スベシ但シ被保險者タリシ者ニ在リテハ船舶所有者ノ證明書ヲ添付スルコトヲ要セズ

第四十七條 削除

第四十八條 削除

第二節 養老年金

養老年金
の交付

第四十九條

養老年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ養老年金證書ヲ交付ス

養老年金證書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 船員手帳番號、氏名、生年月日及住所
 - 二 最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル年月日
 - 三 最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル船舶所有者ノ氏名及住所
- 前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 戶籍ノ抄本又ハ生年月日ニ關スル市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域並ニ地方自治法第百五十五條第二項ノ市ニ在リテハ區長以下之ニ同シ）ノ證明書
 - 二 印鑑票

第五十條

養老年金證書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

- 一 證書ノ記號番號
- 二 養老年金受給者ノ氏名及生年月日
- 三 養老年金ノ額
- 四 養老年金ノ支給開始ノ年月

第五十一條

養老年金ハ毎年一月、四月、七月及十月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期日ニ支給スベカリシ養老年金又ハ養老年金受給者ガ死亡シタル

養老年
金證書

年
支給
法

年金受給の手続

場合ニ於テノ其ノ期ノ養老年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第五十二條 養老年金受給者ハ養老年金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名、生年月日及住所
- 二 養老年金證書ノ記號番號
- 三 養老年金ノ受給額

前項ノ場合ニ於テ使用スベキ印章ハ第四十九條第二項ノ請求書ニ添附シタル印鑑票ニ押捺シタル印章タルコトヲ要ス

第十三條乃至第五十五條 削除

第五十六條 養老年金受給者ハ被保險者ト爲リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名及住所
- 二 養老年金證書ノ記號番號
- 三 被保險者資格取得ノ年月日
- 四 船舶所有者ノ氏名及住所

第五十七條 法第三十九條第二項ノ規定ニ依リ養老年金ノ額ノ改定ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

法第三十九條第二項

受給者の届出事項

關係

受給者が氏名を變更したとき

受給者が住所を變更

- 一 氏名及住所
- 二 養老年金證書ノ記號番號
- 三 被保險者資格喪失ノ年月日
- 四 船舶所有者ノ氏名及住所

前項ノ請求書ニハ養老年金證書ヲ添附スベシ

第五十八條 養老年金受給者ハ其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名及住所
- 二 養老年金證書ノ記號番號
- 三 變更前ノ氏名及變更ノ年月日

前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 養老年金證書
二 戸籍ノ抄本又ハ氏名ノ變更ニ關スル市町村長ノ證明書
厚生大臣ハ前項ノ届書ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ届書ニ添附シタル養老年金證書ヲ更訂シ之ヲ養老年金受給者ニ送付スベシ

第五十九條 養老年金受給者ハ其ノ住所ヲ變更シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ遲滞ナク厚生大臣ニ提出スベシ

したと
き

受給者
の届出
事項

法第五
十七條
第二項
關係
年金證

- 一 氏名及住所
- 二 養老年金證書ノ記號番號
- 三 變更前ノ住所及變更ノ年月日

第六十條 養老年金受給者ハ第四十九條第二項ノ請求書ニ添附シタル印鑑票ニ押捺シタル印章ヲ變更セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ニ新印鑑票ヲ添へ之ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名及住所
- 二 養老年金證書ノ記號番號

第六十一條 養老年金受給者ハ毎年二月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ニ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル戸籍抄本又ハ其ノ者ノ生存ニ關スル市町村長ノ證明書ヲ添へ之ヲ厚生大臣ニ提出スベシ但シ其ノ年ニ於テ養老年金受給者ト爲リタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 氏名及住所
- 二 養老年金證書ノ記號番號

前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者ニ對シテハ其ノ届出アル迄法第五十七條第二項ノ規定ニ依リ養老年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトアルベシ

第六十二條 養老年金受給者ハ養老年金證書ヲ亡失シタルトキ又ハ養老年金證書ガ毀

書の再
交付

受給者
が死亡
せる場
合

損汚斑シテ不判明ト爲リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル再交付ノ請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名及住所
- 二 養老年金證書ノ記號番號
- 三 亡失シタルトキハ其ノ事實

養老年金證書ガ毀損汚斑シテ不判明ト爲リタル場合ノ再交付ノ請求ナルトキハ前項ノ請求書ニ其ノ養老年金證書ヲ添附スベシ

第六十三條 養老年金證書ノ再交付アリタルトキハ従前ノ養老年金證書ハ其ノ效力ヲ失フ

第六十四條 養老年金受給者ガ死亡シタルトキハ其ノ遺族ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ遅滞ナク厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 届出者ノ氏名及住所
 - 二 養老年金受給者ノ氏名及養老年金證書ノ記號番號
 - 三 養老年金受給者ノ死亡ノ年月日
- 前項ノ届書ニハ養老年金證書ヲ添附スベシ但シ之ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ附記スベシ

第六十四條ノ二 養老年金受給者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者ガ支給ヲ受クベキ年

法第二

金ニシテ未ダ其ノ支給ヲ受ケザリシモノニ關シ法第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ其ノ住所地ヲ管轄スル都道府縣知事、住所地ヲ管轄スル都道府縣知事ナキトキハ東京都知事ニ提出スベシ

- 一 請求者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 養老年金受給者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日
- 三 養老年金證書ノ記號番號
- 四 養老年金受給者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨
- 五 請求者ト同順位ノモノアルトキハ其ノ者ト養老年金受給者トノ續柄又ハ關係及其ノ氏名

第八十一條第三項ノ規定ハ前項ノ請求者ガ令第二十條第一項ノ規定ニ該當スル者ナル場合ニ、第六十七條第二項ノ規定ハ其ノ者ガ令第二十條第二項ノ規定ニ該當スル者ナル場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ令第十九條但書ノ規定ニ依リ法第三十六條又ハ第三十七條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受クベキ者ヲ豫告ニ依リ指定セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル豫告書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ其ノ指定

ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

- 一 變告者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 豫告者ガ養老年金受給者ナルトキハ養老年金證書ノ記號番號
- 三 豫告者ガ養老年金受給者ニ非ザルトキハ船員手帳番號並ニ船舶所有者ノ氏名及住所
- 四 指定セララルル者ノ氏名、生年月日及住所並ニ豫告者トノ續柄又ハ關係

前項ノ豫告書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 指定セララルル者ト豫告者トノ關係ヲ證スベキ書類
- 二 豫告書ニ押捺シタル印章ニ付テノ市町村長ノ印鑑證明書

第六十六條 前條ノ指定ヲ取消サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル豫告取消書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 前條第一項第一號乃至第三條ニ掲グル事項
- 二 指定セラレタル者ノ氏名

前項ノ屆書ニハ之ニ押捺シタル印章ニ付テノ市町村長ノ印鑑證明書ヲ添附スベシ

第六十七條 法第三十六條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

- 二 養老年金受給者ノ氏名及死亡ノ年月日
 - 三 養老年金證書ノ記號番號
 - 四 養老年金受給者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨
 - 五 請求者ト同順位ノモノアルトキハ其ノ者ト養老年金受給者トノ續柄又ハ關係及其ノ氏名
- 前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 養老年金受給者ノ死亡當時其ノ者ト請求者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戶籍ノ謄本又ハ除カレタル戶籍ノ謄本
 - 二 養老年金受給者ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ檢視調書ニ記載シアル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ハルベキ書類
 - 三 請求者ガ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同シ)ニシテ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類
 - 四 請求者ガ令第十九條本文ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類
 - 五 請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ

法第三十七條 關係

- 其ノ遺言書ノ寫
 - 六 養老年金證書
- 第六十八條 法第三十七條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ
- 一 請求者ノ氏名、生年月日及住所
 - 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ船員手帳番號、氏名、生年月日及死亡ノ年月日
 - 三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨
 - 四 請求者ト同順位ノモノアルトキハ其ノ者ト養老年金受給者トノ續柄又ハ關係及其ノ氏名
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ請求書ニ之ヲ準用ス

法第三十四條 關係

- 第三節 障害年金及障害手當金
- 第六十九條 養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ノ支給ヲ受ケル權利ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ一ヲ支給ス
- 一 年金額ガ異ナルトキハ其ノ年金ノ中孰レカ多額ナル年金
 - 二 養老年金ノ額ト障害年金ノ額トガ同ジキトキハ障害年金

法第四十條
第四十五條
又第四十五條
關係ノ保

三 障害年金ノ額ト障害年金ノ額トガ同ジキトキハ從前ノ障害年金ノ前項ニ規定スル者ガ法第三十九條第一項又ハ法第四十四條ノ規定ニ該當スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキハ前項ノ規定ニ依リ支給セラレザリシ年金ヲ支給ス

第七十條

障害年金若ハ障害手當金ノ支給ヲ受ケントスル者又ハ法第四十五條ノ二ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ令第二十七條ニ規定スル期間經過ノ日(其ノ期間内ニ發疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ガ治癒シタルトキハ其ノ治癒シタル日)ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ提出スベシ

一 船員手帳番號、氏名、生年月日及住所

二 發疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ傷病名及疾病又ハ負傷ノ發生シタル年月日並ニ治癒シタルヤ否ヤ及治癒シタルトキハ其ノ年月日

三 發疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ發生シタル當時使用セラレタル船舶所有者ノ氏名及住所

四 發疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルヤ否ヤノ別

五 養老年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニ在リテハ其ノ旨

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 發疾ノ状態ノ程度及疾病又ハ負傷ノ經過ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷書

二 發疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ疾病又ハ負傷ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルコトヲ證スルニ足ル書類

三 印鑑票

四 養老年金證書又ハ障害年金證書ノ交付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ證

第七十一條 前條第一項ノ請求書ノ提出アリタルトキハ厚生大臣ハ其ノ給付ニ關スル決定ヲ爲シ之ヲ請求者ニ通知スベシ

前項ノ場合ニ於テ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルモノト決定シタルトキハ厚生大臣

ハ請求者ニ障害年金證書ヲ交付スベシ

第七十二條 障害年金證書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

一 證書ノ記號番號

二 障害年金受給者ノ氏名及生年月日

三 障害年金ノ額

四 障害年金ノ支給開始ノ年月

第七十二條ノ二 障害年金ノ支給ヲ受クル被保險者ハ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ障

害年金證書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ障害年金證書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク障害年

金證書ヲ更訂シ之ヲ年金受給者ニ送付スベシ

障害年金證書

法第四十五條
關係ノ保

第七十三條 障害年金受給者ハ毎年二月一日ノ現在ニ於ケル發疾ノ状態ニ付左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ同月末日迄ニ厚生大臣ニ提出スベシ但シ其ノ年ニ於テ障害年金受給者ト爲リタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 氏名及住所
- 二 障害年金證書ノ記號番號
- 三 發疾ノ状態ノ程度

前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル戸籍ノ抄本又ハ其ノ者ノ生存ニ關スル市町村長ノ證明書ヲ添附スベシ但シ厚生大臣ノ指定シタル者ニ在リテハ戸籍ノ抄本又ハ其ノ生存ニ關スル市町村長ノ證明書ニ代ヘ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル發疾ノ現状ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ證明書ヲ添附スベシ

第七十四條 障害年金受給者ハ其ノ發疾ガ障害年金ヲ受クル程度ノ状態ニ該當セザルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名及住所
- 二 障害年金證書ノ記號番號
- 三 發疾ガ障害年金ヲ受クル程度ノ状態ニ該當セザルニ至リタル年月日（年月日ガ

不詳ナルトキハ其ノ推定ノ年月日）
前項ノ届書ニハ障害年金證書ヲ添附スベシ
第一項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テノ其ノ期ノ障害年金ハ支給期月ニ拘ラズ之ヲ支給ス

第七十四條ノ二 法第四十二條ノ三ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左

- ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ノ日ヨリ一月以内ニ厚生大臣ニ提出スベシ
- 一 請求者ノ氏名生年月日及住所
- 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ船員手帳番號、氏名、生年月日及死亡ノ年月日
- 三 死亡ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ發生シタル當時使用セラレタル船舶所有者ノ氏名及住所
- 四 死亡ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ發生シタル年月日
- 五 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナキトキハ其ノ旨
- 六 請求者ト同順位ノモノアルトキハ其ノ者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ續柄又ハ關係及其ノ氏名

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 疾病又ハ負傷ノ經過及疾病又ハ負傷ト死亡トノ因果關係ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷書並ニ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ檢死調書ニ記載シアル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ハルベキ書類
- 二 死亡ノ原因タル疾病又ハ負傷ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルコトヲ證スルニ足ル書類
- 三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ト請求者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本
- 四 請求者ガ配偶者ニシテ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類
- 五 請求者ガ令第十九條本文ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類
- 六 請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ遺言書ノ寫
- 第七十五條 第五十一條、第五十二條、第五十八條乃至第六十條及第六十二條乃至第六十四條ノ二ノ規定ハ障害年金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス
- 第六十四條ノ二ノ規定ハ障害年金又ハ法第四十五條ノ二ノ規定ニ依ル一時金ノ支給

法第四十六條
關係

- ニ關シ之ヲ準用ス
- 第七十六條 第六十五條乃至第六十七條ノ規定ハ法第四十二條又ハ法第四十二條ノ二ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス
- 第四節 脫退手當金
- 第七十七條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ死亡シタル場合ニ於ケル脫退手當金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ
 - 一 請求者ノ氏名、生年月日及住所
 - 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ船員手帳番號、氏名及生年月日並ニ死亡ノ年月日
 - 三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ死亡當時又ハ最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル船舶所有者ノ氏名及住所
 - 四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨
 - 五 請求者ト同順位ノモノアルトキハ其ノ者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ續柄又ハ關係及其ノ氏名
- 第八十一條第三項ノ規定ハ第一項ノ請求者ガ令第二十條第一項ノ規定ニ該當スル者

脱退手
當金請
求書

ナル場合ニ、第六十七條第二項ノ規定ハ其ノ者ガ令第二十條第二項ノ規定ニ該當スル者ナル場合ニ之ヲ準用ス

第七十八條 被保險者タリシ者ハ脱退手當金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 船員手帳番號、氏名、生年月日及住所
- 二 最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル年月日
- 三 最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル船舶所有管ノ氏名及住所

第七十九條 第七十七條又ハ前條ノ規定ニ依リ脱退手當金ノ支給ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ脱退手當金ガ法附則第二項ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ請求書ニ昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ法第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間(昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ朝鮮、臺灣又關東州ノ船員保險ノ被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ記載シ且左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 被保險者タリシ者ノ戶籍ノ抄本若ハ除カレタル戶籍ノ抄本又ハ其ノ者ノ生年月日ニ關スル市町村長ノ證明書
- 二 昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ法第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間ニ關スル當該船舶所有者ノ證

附則第
二項關
係

法第四
十九條
關係

明書又ハ其ノ期間ヲ證スベキ書類

第八十條 法第四十九條ノ規定ニ依ル支給金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名及住所
 - 二 障害年金證書ノ記號番號
 - 三 第七十四條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル年月日
- 第八十條ノ二** 第六十四條ノ二ノ規定ハ第七十八條ノ規定ニ依ル脱退手當金又ハ前條ノ規定ニ依ル支給金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第五節 遺族年金及葬祭料

遺族年
金證書

第八十一條 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ遺族年金證書ヲ交付ス遺族年金證書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ但シ第八十二條第一項ノ請求書ヲ掲出スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 請求者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ船員手帳番號、氏名、生年月日及死亡ノ年月日
- 三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ養老年金若ハ障害年金受給者ナリシトキハ養老年金證書若ハ障害年金證書ノ記號番號

- 四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係
 - 五 遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子アルトキハ其ノ氏名及生年月日
 - 六 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ職務上ノ障害年金受給者ナリシトキ又ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ノ原因ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ其ノ旨
 - 七 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ノ原因ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ死亡ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ發生シタル當時使用セラレタル船舶所有者ノ名稱及所在地並ニ死亡ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ發生シタル年月日
 - 八 請求者ト同順位ノモノアルトキハ其ノ者ト被保險者タリシ者トノ續柄又ハ關係及其ノ氏名
- 前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ト請求者トノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本
 - 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書死體檢案書若ハ檢視調書ニ記載シアル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ルベキ書類

- 三 請求者ガ配偶者ニシテ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類
- 四 請求者ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歳未満ノ男子タル配偶者ナルトキハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認メ得ベキ書類
- 五 請求者ガ配偶者ニ非ザルトキ又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子アルトキハ當該請求者又ハ其ノ子ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類
- 六 令第十五條第二項ノ規定ニ依ル胎兒タル子アルトキハ其ノ事實ヲ證スルニ足ル書類
- 七 請求者若ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル者ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六歳以上ノ直系卑屬ナルトキ又ハ請求者ガ六十歳未満ノ直系卑屬ナルトキハ當該請求者又ハ其ノ子ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認メ得ベキ書類
- 八 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ノ原因ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ疾病又ハ負傷ノ經過及疾病又ハ負傷ト死亡トノ因果關係ニ關スル醫師又ハ齒

科醫師ノ診斷書及死亡ノ原因タル疾病若ハ負傷ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルコトヲ證スルニ足ル書類

九 印鑑票

第八十二條 法第五十條ノ四ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者ハ遺族年金證書ノ交付ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 請求者ノ氏名、生年月日及住所
 - 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名及生年月日
 - 三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係
 - 四 前遺族年金受給者ノ氏名
 - 五 前遺族年金受給者ノ遺族年金證書ノ記號番號
 - 六 前遺族年金受給者ガ遺族年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル年月日及其ノ事由
 - 七 遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子アルトキハ其ノ氏名及生年月日
 - 八 請求者ト同順位ノモノアルトキハ其ノ者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ續柄又ハ關係及其ノ氏名
- 前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

法第五十條ノ四ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者ハ遺族年金證書ノ交付ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

一 前遺族年金受給者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ檢視調書ニ記載シアル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ハルベキ書類

二 請求當時ニ於ケル請求者ノ戶籍ノ謄本

三 請求者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子アルトキハ其ノ子ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類

四 請求者若ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六歲以上ノ直系卑屬ナルトキ又ハ請求者ガ六十歲未滿ノ直系尊屬ナルトキハ當該請求者又ハ其ノ子ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認メ得ベキ書類

五 印鑑票

遺族年金ノ支給ヲ受クベキ先順位者タル者ヨリ前條第二項ノ請求書ノ提出ナキ場合ニ於テ法第五十條ノ四ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者ガ遺族年金證書ノ交付ヲ受ケントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ前條ノ例ニ依ルベシ
前項ノ規定ニ依リ遺族年金證書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ請求書ニ第一項第四

號及第六號ニ掲グル事項ヲ附記シ第二項第一號ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
第八十二條ノ二 遺族年金證書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

- 一 遺族年金證書ノ記號番號
- 二 遺族年金受給者ノ氏名及生年月日
- 三 遺族年金ノ額
- 四 遺族年金ノ支給開始ノ年月日

第八十二條ノ三 遺族年金受給者ハ毎年二月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル屆
書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ但シ其ノ年ニ於テ遺族年金受給者ト爲リタル者ニ付テハ
此ノ限ニ在ラズ

- 一 氏名及住所
- 二 遺族年金證書ノ記號番號

前項ノ屆書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 届出者及遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子ノ戶籍ノ抄本又ハ生
存ニ關スル市町村長ノ證明書ニシテ届出ノ日前一月以内ニ於テ作製セラレタルモ
- 二 届出者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子ガ被保險者又ハ被
保險者タリシ者ノ死亡當時六十歳未満ノ男子タル配偶者若ハ直系尊屬ナルトキ又

ハ十六歳以上ノ直系尊屬ナルトキハ現ニ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ
コトヲ認め得ベキ書類

第一項ノ規定ニ依ル第出ヲ爲サザル者ニ對シテハ其ノ届出アル迄法第五十七條第二
項ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトアルベシ

第八十二條ノ四 法第五十條ノ五ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事
項ヲ記載シタル申請書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名及生年月日
- 三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト申請者トノ續柄又ハ關係
- 四 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニシテ所在不明ナルモノノ氏名
- 五 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニシテ所在不明ナルモノノ遺族年金證書ノ記
號番號

六 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ所在不明ト爲リタル年月日及其ノ事由

七 請求者ト同順位ノモノアルトキハ其ノ者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ
續柄又ハ關係及其ノ氏名

前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ引續キ一年以上所在不明ナルコトヲ證スル

ニ足ル書類

- 二 申請當時ニ於ケル申請者ノ戸籍ノ謄本
- 三 被保険者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類
- 四 申請者ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六歳以上ノ直系卑屬又ハ六十歳未滿ノ直系尊屬ナルトキハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具發疾ニシテ生活ノ資料ヲ得ルノ途ナギコトヲ認メ得ベキ書類

五 印鑑票

第八十二條ノ五 遺族年金受給者ハ令第二十九條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ厚生大臣ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 遺族年金證書ノ記號番號

三 令第二十九條各號ニ該當スルニ至リタル年月日及其ノ事由

前項ノ届書ニハ遺族年金證書ヲ添附スベシ

第八十二條ノ六 遺族年金受給者ハ令第十五條第二項ノ規定ニ依ル被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子出生シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ厚生大臣ニ提出スベシ

令第二十九條 關係

令第十條 關係

一 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名及生年月日

二 遺族年金證書ノ記號番號

三 胎兒タル子出生シタル年月日及氏名

前項ノ届書ニハ前項第三號ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本ヲ添附スベシ

第八十二條ノ七 遺族年金受給者ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子ガ其ノ範圍ニ屬セザルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ厚生大臣ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 遺族年金證書ノ記號番號

三 遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子タラザルニ至リタル者ノ氏名

並ニ其ノ範圍ニ屬セザルニ至リタル年月日及其ノ事由

前項ノ届書ニハ遺族年金證書ヲ添附スベシ

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ遺族年金證書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク遺族年金證書ヲ更訂シ之ヲ年金受給者ニ送付スベシ

第八十二條ノ八 遺族年金受給者ガ令第二十九條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ期ノ遺族年金ハ支給期日ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第五十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

令第二十九條 關係

第八十二條ノ九 法第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 請求者ノ氏名、生年月日及住所
 - 二 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日
 - 三 被保険者又ハ被保険タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨
 - 四 前遺族年金受給者ノ氏名
 - 五 前遺族年金受給者ノ遺族年金證書ノ記號番號
 - 六 前遺族年金受給者ガ遺族年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル年月日及其ノ事由
 - 七 請求者ト同順位ノモノアルトキハ其ノ者ト被保険者又ハ被保険者タリシ者トノ續柄又ハ關係及其ノ氏名
- 前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 遺族年金受給者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ檢視調書ニ記載シアル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ルベキ書類
 - 二 請求者ガ配偶者ニシテ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類

- 三 請求者ガ令第十九條本文ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類
 - 四 請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ遺言書ノ寫
- 第八十二條ノ十 第五十一條及第五十二條、第五十八條乃至第六十條及第六十二條乃至第六十四條ノ二ノ規定ハ遺族年金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス
- 第八十二條ノ十一 第六十五條及第六十六條ノ規定ハ法第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス
- 第八十二條ノ十二 葬祭料ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ被保険者タリシ者ガ最後ニ被保険者トシテ使用セラレタル船舶所有者ノ住所地ヲ管轄スル都道府縣知事ニ提出スベシ
- 一 請求者ノ氏名及住所
 - 二 被保険者タリシ者ノ船員手帳番號、氏名及生年月日
 - 三 被保険者タリシ者ガ最後ニ被保険者トシテ使用セラレタル船舶所有者ノ氏名及住所並ニ資格喪失年月日
 - 四 死亡ノ年月日及原因
 - 五 被保険者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定

第五條ノ第七項關係

- ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨
- 六 請求者ト同順位ノモノアルトキハ其ノ者ト被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ續柄又ハ關係及其ノ氏名
- 前項ノ請求書ニハ市町村長ノ埋葬認許證ノ寫、死亡診斷書ノ寫又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ニ關スル船舶所有者ノ證明書若ハ之ニ代ルベキ書類ヲ添附スベシ
- 第八十二條ノ十三 法第五十條ノ七第二項ノ規定ニ依ル葬祭料ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ被保險者タリシ者ガ最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル船舶所有者ノ住所地ヲ管轄スル都道府縣知事ニ提出スベシ
 - 一 前條第一號乃至第四號ニ掲グル事項
 - 二 葬祭ヲ行ヒタル年月日
 - 三 葬祭ニ要シタル費用ノ額
 - 四 被保險者タリシ者ト請求者トノ關係
- 前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
 - 一 前條第二項ニ掲グル書類
 - 二 葬祭ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類

第六節 雜 則

第八十三條 本章ノ規定ニ依リ保險給付ニ關スル申請書、請求書又ハ届書ニ船舶所有

船舶所有者ノ義務

保險醫ノ義務

申請、請求又ハ届出ノ方法

者若ハ市町村長ノ證明書又ハ醫師若ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添附スベキ場合ニ於テ其ノ申請書、請求書又ハ届書ニ相當ノ記載ヲ受ケタルトキハ證明書又ハ意見書ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第八十四條 船舶所有者ハ保險給付ヲ受ケントスル者ヨリ本章ノ規定ニ依リ保險給付ニ關スル申請書、請求書又ハ届書ニ添附スベキ證明書ノ交付ヲ求メラレタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ證明ノ記載ヲ求メラレタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第八十五條 保險醫ハ保險給付ヲ受ケントスル者ヨリ本章ノ規定ニ依リ保險給付ニ關スル申請書、請求書又ハ届書ニ添附スベキ意見書ノ交付ヲ求メラレタルトキ又ハ第八十三條ノ規定ニ依リ意見ノ記載ヲ求メラレタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第八十六條 厚生大臣又ハ都道府縣知事ハ保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ保險給付ニ關シ説明ヲ求メ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得

第八十七條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ保險給付ニ關シ都道府縣知事ニ對シ申請請求又ハ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ申請書、請求書又ハ届書ニ添附スベキ書類ハ申請、請求又ハ届出ノ際之ヲ提出スベシ但シ都道府縣知事ニ於テ其ノ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限

ニ在ラズ
口頭ヲ以テ申請、請求又ハ届出ヲ爲シタル者アル場合ニ於テ都道府縣知事ハ必要アリト認ムルトキハ其ノ申請、請求又ハ届出ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ作製シ讀ミ聞カセタル上之ニ記名調印セシムベシ
第八十八條 削除

第三章 削 除

第八十九條乃至第九十六條 削除

第四章 雜 則

令第六條第一項關係官吏證
第九十七條 令第六條第一項ノ規定ニ依リ發スル督促狀ハ様式第六號ニ依ル
第九十八條 廳府縣ノ官吏職員ガ保險料滞納處分ノ爲財産ノ差押ヲ爲ス場合ニ於テ示スベキ其ノ命令ヲ受ケタル官吏職員タルノ證票ハ様式第七號ニ依ル
第九十八條ノ二 法第九條ノ二ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏職員ハ様式第八號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ
第九十八條ノ三 法第九條ノ三ノ規定ニ依リ診療録其ノ他帳簿書類ノ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏職員ハ様式第九號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

法第十四條
令第三十五條
關係

第九十九條 法第十四條ノ規定ニ依ル公告ハ都道府縣廳又ハ船員保險ノ事務ヲ分掌スル社會保險出張所ニ之ヲ爲スベシ
第一百條 令第三十五條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關スル計算書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 被保險者ノ氏名
二 控除シタル保險料ノ所屬月分及金額
三 控除シタル年月日
第一百條ノ二 都道府縣知事ハ必要アリト認ムルトキハ船船所有者ヲシテ保險料ノ計算ニ關シ所要ノ事務ヲ爲サシムルコトヲ得
第一百條 法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ毎月ノ保險料ヲ其ノ月十日迄ニ納付スベシ

保險料
の納付
期日
書類
保存
期間
船船
所有
者
代理
人

第一百條 船船所有者ハ船員保險ニ關スル書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ二年間保存スベシ
第一百條 本令ノ規定ニ依リ船船所有者ノ爲スベキ左ニ掲グル事項ニ付テハ船船所有者ハ船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ者ヲシテ其ノ代理人トシテ之ヲ處理セシムルコトヲ得
一 第八條第一項、第九條、第十條及第十三條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコト

- 二 第二十一條ノ規定ニ依リ標準報酬ノ等級ヲ船員手帳ニ記載ヲ爲スコト
 - 三 第二十五條第一項ノ規定ニ依リ診療券ノ交付ヲ爲スコト
 - 四 第二十六條第三項ノ規定ニ依リ診療券ノ提出ヲ爲スコト
- 第二百三條ノ二** 厚生大臣又ハ都道府縣知事ハ非常災害ニ際シ特ニ必要アリト認ムルトキハ本令ノ規定ニ依リ申請書、請求書又ハ届書ニ添附スベキ書類ニ付其ノ添附ヲ省略セシメ又ハ之ニ代ルベキ他ノ書類ヲ添附セシムルコトヲ得

第五章 罰 則

- 第二百四條** 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 一 第八條第一項、第九條、第十條、第十三條又ハ第八十九條乃至第九十一條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
 - 二 第二十一條ノ規定ニ依ル標準報酬ノ等級ノ記載ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
 - 三 第二十五條第二項ノ規定ニ依ル記載ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
 - 四 正當ノ事由ナクシテ第二十五條第三項ノ規定ニ依ル請求ニ應ゼズ、故ナク診療券ノ交付ヲ爲シ又ハ診療券ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
 - 五 第二十六條第三項ノ規定ニ依ル診療券ノ提出ヲ怠リタル者

附 則

- 六 正當ノ事由ナクシテ第八十四條ノ規定ニ依ル請求ニ應ゼズ又ハ虚偽ノ證明ヲ爲シタル者
 - 七 第九十二條ノ規定ニ依ル帳簿ノ備付若ハ整理ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
 - 八 第一百條ノ規定ニ依ル保険料ノ控除ニ關スル計算書ノ備付若ハ記載ヲ怠リ、虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ故ナク被保險者ニ對シ閱覽ヲ拒ミタル者
 - 九 第二百二條ノ規定ニ依ル書類ノ保存ヲ怠リタル者
- 第二百五條** 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 一 第十五條、第五十六條、第七十四條第一項、第八十二條ノ五第一項又ハ第八十二條ノ六第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
 - 二 第七條又ハ第十二條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者
 - 三 第二十六條第二項ノ規定ニ依ル診療券ノ返納ヲ怠リタル者
- 第二百六條** 厚生省若ハ廳府縣ノ職員又ハ其ノ職ニ在リタル者ハ故ナク第八十六條ノ規定ニ依ル説明又ハ報告ニ關シ知得シタル醫師、齒科醫師若ハ藥劑師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 附 則
- 第二百七條** 第一條乃至第七條、第十二條、第二百二條、第二百四條及第二百五條ノ規定ハ昭

和十五年三月一日ヨリ、第八條乃至第十一條、第十三條乃至第二十三條及第三百三條ノ規定ハ昭和十五年五月一日ヨリ、第二十四條乃至第三百一條及第三百六條ノ規定ハ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四百八條 第一條ノ規定施行ノ際現ニ被保險者ノ乗組ム船舶ヲ所有スル船舶所有者ハ其ノ所有スル船舶ニ付其ノ際ノ現在ニ依リ同條各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ其ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ昭和十五年三月三十一日迄ニ保險院長官ニ提出スベシ

第四百九條 第八條ノ規定施行ノ際現ニ被保險者タル船員ヲ雇傭スル船舶所有者ハ其ノ雇傭スル船員タル被保險者ニ付其ノ際ノ現在ニ依リ様式第一號ニ準ズル届書ヲ昭和十五年五月三十一日迄ニ保險院長官ニ提出スベシ

第八條ノ規定施行ノ際法施行地外ニ在ル船舶ニ乗組ム被保險者ニ關シ前項ノ定ムル期日迄ニ届書ヲ提出シ得ザル場合ニ於テハ届書提出ノ手續ヲ爲シ得ルニ至リタルトキ直ニ之ヲ提出スベシ

第四百十條 船舶所有者ハ前條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ被保險者ノ標準報酬ヲ決定スベシ

前項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ爲シタル標準報酬ノ決定ガ不當ナルトキハ保險院長官ハ之ヲ取消シ其ノ標準報酬ノ決定ヲ爲シタル上其ノ旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

船舶所有者ハ第一項ノ決定ヲ爲シタルトキハ被保險者ノ受有スル船員手帳ニ其ノ標準報酬ノ等級ヲ記載スベシ前項ノ通知ヲ受ケタルトキ亦同シ

第四百十一條 第九條ノ規定ニ依ル届出並ニ前條第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ決定及同條第三項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ等級ノ記載ニ付テハ船舶所有者ハ船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ者ヲシテ其ノ代理人トシテ之ヲ處理セシムルコトヲ得

第四百十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第八條又ハ第九條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

二 第十條第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ決定ヲ怠リ又ハ不當ノ決定ヲ爲シタル者

三 第十條第三項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ等級ノ記載ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

附 則 (昭和十六年六月二十六日厚生省令第二十六號)

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年七月八日厚生省令第三十二號)

本令ハ昭和十七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年十一月一日厚生省令第五十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十八年三月三十一日厚生省令第十號)

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

船舶所有者ハ昭和十六年十二月八日以後本令施行ノ日迄ノ間ニ於テ被保險者ノ乗組ム船舶ガ法第二十二條ノ二ノ船舶ト爲リタルトキ又ハ法第二十二條ノ二ノ船舶ト爲リタル船舶ガ更ニ法第二十二條ノ二ノ船舶ニ非ザル船舶ト爲リタルトキハ第五條第一項又ハ第六條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ昭和十八年五月三十一日迄ニ其ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ
前項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ノ虚偽ヲ記載ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則 (昭和十八年九月二十二日厚生省令第三十七號)

本令ハ昭和十八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮、臺灣及指定地ニ於テ爲ス船員保險ノ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

船員保險事務共助ニ關スル勅令施行ニ關スル件中左ノ通改正ス

第一條中「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第二條第一項中「昭和十五年厚生省令第十七號朝鮮、臺灣及指定地ニ於テ爲ス船員保

險ノ療養ノ給付及傷病手當金ニ關スル件」ヲ「船員保險法施行規則第四十七條又ハ第四十八條ノ規定」ニ、同條第二項中「又ハ病院若ハ診療所入院ノ承認書ハ船員保險法施行規則様式第五號又ハ第七號」ヲ「ハ船員保險法施行規則様式第四號」ニ改ム

附 則 (昭和二十年三月三十一日厚生省令第十號)

第一條 本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 本令施行ノ際現ニ發疾年金ノ支給ヲ受クル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名及住所
 - 二 發疾年金證書ノ記號番號
 - 三 發疾ノ状態ノ程度
 - 四 發疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ原因竝ニ職務上外ノ別
- 前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 前項第三號ニ掲グル事項ニ關スル醫師又ハ歯科醫師ノ診斷書
 - 二 發疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ原因ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ヲ證スルニ足ル書類

三 發疾年金證書

第三條 臺灣ニ於テ管海官廳ノ公認ヲ受クベキ場合ニ於ケル船員保險ノ被保險者ノ費

格得喪届出等ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

八九〇

第四條 船員保險事務共助ニ關スル勅令施行ニ關スル件中左ノ通改正ス

第一條第二條中「及傷病手當金」ヲ「傷病手當金及葬祭料」ニ改ム

附 則（昭和二十七年七月十六日厚生省令第二十六號）
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二十年十二月二十四日厚生省令第四十八號）
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二十年十二月二十七日厚生省令第五十號）
本令ハ昭和二十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二十一年四月一日厚生省令第十六號）
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條ノ三ノ改正規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和二十一年三月三十一日ヨリ之ヲ適用ス

附 則（昭和二十一年八月七日厚生省令三十三號）
この省令は、昭和二十一年八月一日から、これを適用す

附 則（昭和二十二年十二月二十二日厚生省令第三十五號）
第一條 この省令は昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第二條 船舶所有者は昭和二十二年十二月一日の現在において、被保険者の報酬月額算定の基礎に關する届書を様式第二號によつて同月二十五日までに、都道府縣知事に提出しなければならぬ。

前項の届け出があつたときは、都道府縣知事は遅滞なく標準報酬を決定し、船舶所有者に通知しなければならない。

第三條 昭和二十二年法律第百三號船員保險法の一部を改正する法律施行の際現に同法の規定により被保険者たる船員を使用する船舶所有者は、その被保険者につき、様式第一號に準ずる届書を昭和二十二年十二月二十五日までに都道府縣知事に提出しなければならない。

昭和二十二年十二月一日現在、船舶所有者とともに法施行地外にある被保険者に關して、前項に定める期日までに提出することができない場合においては、届出の手續をすることができるようになつたとき直ちに、これを提出しなければならない。

船員保險被保險者資格取得因

船員手帳 番 號	被保險者 氏 名	生年月日	資格取得 年月日	職 務	報酬月額算定基礎			標準報 酬等級	備 考
					給料	準給料	計		
第 第 號		年 月 日	年 月 日						
第 第 號		年 月 日	年 月 日						
第 第 號		年 月 日	年 月 日						
第 第 號		年 月 日	年 月 日						
第 第 號		年 月 日	年 月 日						
第 第 號		年 月 日	年 月 日						
第 第 號		年 月 日	年 月 日						
第 第 號		年 月 日	年 月 日						
第 第 號		年 月 日	年 月 日						
第 第 號		年 月 日	年 月 日						

昭和 年 月 日 住所又ハ所在地 船船所有者氏名

備考

- 一 本屆書ハ船船所有者ノ住所(内地ニ住所ヲ有セザルモノニ在リテハ船籍港、第二十三條ノ二ノ規定ニ依リ假住所ヲ選定シタルモノニアリテハ其ノ假住所地)ヲ管轄スル都道府縣知事宛ト爲スベシ
- 二 氏名ノ讀方困難ナル被保險者ニ付テハ氏名ニ振假名ヲ附スベシ
- 三 「報酬日額算定基礎」欄ニハ令第五條第一項ノ例ニ依リ算定シタル報酬月額ヲ記載スベシ
- 四 「報酬月額算定基礎」欄ノ「準給料」欄ニハ乗船手當、機關部員手當、油槽船手當、特技手當及給料ニ準ズベキモノニシテ厚生大臣ノ指定シタルモノヲ記載スベシ
- 五 「標準報酬等級」欄ハ空欄ノ儘ト爲シ置クベシ
- 六 「備考」欄ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - (イ) 最後ニ被保險者タリシ當時指定共済組合ノ組合員タル被保險者タリシ者ニ在リテハ其ノ指定共済組合ノ名稱
 - (ロ) 最後ニ朝鮮、臺灣又ハ關東州ノ被保險者タリシ者ニ在リテハ其ノ何レノ被保險者タリシ者ナリヤノ別並ニ其ノ被保險者ノ資格喪失當時使用セラレタル船船所有者ノ氏名及住所但シ法第二十條(關東州船員保險令ニ於テ依ルコトヲ定メタル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル被保險者タリシ者ナルトキハ其ノ旨
 - (ハ) 最後ニ被保險者(朝鮮、臺灣又ハ關東州ノ船員保險ノ被保險者ヲ含ム)ノ資格ヲ喪失シタル後其ノ船員手帳番號又ハ氏名ヲ變更シタル者ニ在リテハ變更ノ年月日

船員保險被保險者報酬月額變更屆

船員手帳番號	被保險者氏名	生年日	從來ノ報酬等級	職務	變更年月日	報酬月額算定基礎			標準報酬等級	備考
						給料	準給料	計		
第 號		年 月 日			年 月 日	圓	圓	圓		
第 號		年 月 日			年 月 日					
第 號		年 月 日			年 月 日					
第 號		年 月 日			年 月 日					
第 號		年 月 日			年 月 日					
第 號		年 月 日			年 月 日					
第 號		年 月 日			年 月 日					
第 號		年 月 日			年 月 日					

昭和 年 月 日

住所又ハ所在地
船舶所有者氏名

備考

- 一 本屆書ハ船舶所有者ノ住所(内地ニ住所ヲ有セザルモノニ在リテハ船籍港、第二十三條ノ二ノ規定ニ依リ假住所ヲ選定シタルモノニ在リテハ其ノ假住所)ヲ管轄スル都道府縣知事宛ト爲スベシ
- 二 氏名ノ讀方困難ナル被保險者ニ付テハ其ノ氏名ニ振假名ヲ附スベシ
- 三 「報酬月額算定基礎」欄ニハ令第五條第一項ノ例ニ依リ算定シタル報酬月額ヲ記載スベシ
- 四 「報酬月額算定基礎」欄ノ「準給料」欄ニハ乗船手當、機關部員手當、油槽船手當、特技手當及給料ニ準ズベキモノニシテ厚生大臣ノ指定シタルモノヲ記載スベシ
- 五 「標準報酬等級」欄ハ空欄ノ儘ト爲シ置クベシ

船員保險被保險者資格喪失因

船員手帳 番 號	被保險者 氏 名	生年月日	資格喪失 年 月 日	資格喪失 原 因	備 考
第 第 號		年 月 日	年 月 日		
第 第 號		年 月 日	年 月 日		
第 第 號		年 月 日	年 月 日		
第 第 號		年 月 日	年 月 日		
第 第 號		年 月 日	年 月 日		
第 第 號		年 月 日	年 月 日		
第 第 號		年 月 日	年 月 日		
第 第 號		年 月 日	年 月 日		
第 第 號		年 月 日	年 月 日		

昭和 年 月 日

住所又ハ所在地

船主所有者氏名

印

備 考

- 一 本屆書ハ船舶所有者ノ住所(内地ニ住所ヲ有セザルモノニ在リテハ船籍港、第二十
三條ノ二ノ規定ニ依リ假住所ヲ選定シタルモノニ在リテハ其ノ假住所地)ヲ管轄スル都
道府縣知事宛ト爲スベシ
- 二 氏名ノ讀方困難ナル被保險者ニ付テハ其ノ氏名ニ振假名ヲ附スベシ
- 三 「資格喪失年月日」欄ニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル原因ノ生シタル日ノ翌日ヲ記
載スルモノトス
- 四 「資格喪失原因」欄ニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル原因ガ船舶所有者ニ使用セラレ
ザルニ至リタルモノナルトキハ「退職」ト、死亡シタルニ因ルモノナルトキハ「死亡」
ト漁船ニシテ業務ノ種類ヲ變更シタルニ因ルモノナルトキハ「漁業種類變更」ト記載シ
其ノ他之ニ準ズベシ
- 五 被保險者ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタル者ニ付テハ其ノ取得シタ
ル日ヲ備考欄ニ記載スベシ

備考

- 一 本診療券ハ同一疾病又ハ負傷ニ付一通發行スルモノトス
- 二 本診療券ニ記載シアル疾病又ハ負傷ニ付初メテ保険醫ノ診療ヲ受クル前ニ當該疾病又ハ負傷ニ付診療費ノ支給ヲ受クルモノナルトキハ其ノ旨及其ノ支給開始ノ年月日ヲ備考欄ニ記載スベシ
- 三 減失又ハ毀損シタルニ因リ診療券ヲ再發行スル場合ニ於テハ再發行ノ旨及療養ノ給付開始(前號該當ノ場合ハ療養費支給開始)アリタル年月日ヲ「備考」欄ニ記載スベシ
- 四 「資格喪失後受診ノ場合ハ資格喪失年月日」欄ハ當該疾病又ハ負傷ニ付資格喪失後初メテ受療スル者ナル場合ニ限り記載スベシ
- 五 「職務上外ノ別」欄ハ疾病又ハ負傷ノ原因ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ「外」ヲ職務外ノ事由ニ因ルモノナルトキハ「上」ヲ抹消スベシ
- 六 「診療記録欄」ハ保険醫ニ於テ之ヲ記載スベキモノニシテ其ノ記載ニ付テハ左ニ依ルベシ
 - (イ) 初診年月日「欄」ハ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ爲シタル各保険醫ノ初診ノ年月日ヲ記載スベシ
 - (ロ) 傷病名ニ關スル事項「欄」ハ初メテ診療ヲ爲シタル保険醫ニ於テ其ノ診療ノ結果「傷病名」ニ關シテ記載シタルトキハ其ノ正シキ傷病名ヲ記載シ、又保險醫ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷ニ因リ發シタル疾病ニ付診療ヲ爲シタルトキハ「(續發)」ト附記シテ其ノ病名及自己ノ氏名ヲ記載スベシ
 - (ハ) 終了年月日「欄」ハ診療終了ガ轉醫ニ依ルトキハ其ノ旨ヲ記載スベシ
 - (ニ) 終了事由「欄」ハ診療終了ガ轉醫ニ依ルトキハ其ノ旨ヲ記載スベシ
 - (ホ) 轉醫ト記載スベシ

處方箋

様式第五號

被保險者又ハ被保險者タリシ者			
氏名	年齢	船員手帳番號	船舶所有者氏名
患	者		
分 量			
藥 用	法	用 量	
使用期間	開始 昭和 年 月 日	終了 昭和 年 月 日	處方年月日 昭和 年 月 日
保險醫氏名印	病院又ハ診療所ノ名稱 所在地又ハ保險醫ノ住所		

備考 被保險者ナルトキハ「被保險者タリシ者」ヲ被保險者タリシモノナルトキハ「被保險者」ヲ抹消スルコト

督 促 状		第 一 何 號	何府（縣）何市（郡）何町（村）大字何番地 何 會 社 （何）	某
昭和 何 年度	何	々	（款）	何
昭 和 何 年 何 月 何 日	何	々	（項）	々
<p>一金何 程 昭 和 何 年 何 月 分 船 員 保 險 保 險 料</p> <p>一金貳 拾 錢 督 促 手 數 料</p> <p>一 納 期 限 ノ 翌 日 ヨ リ 保 險 料 額 百 圓 延 滯 金</p> <p>一 二 付 一 日 參 錢 ノ 割 合 ニ ヨ ル 金 額</p> <p>右 昭 和 何 年 何 月 何 日 限 リ 日 本 銀 行 本 店、支 店 又 ハ 代 理 店（何 々）ヘ 納 付 ス ベ シ</p> <p>指 定 期 限 迄 ニ 保 險 料 及 督 促 手 數 料 ヲ 完 納 シ タ ル ト キ ハ 延 滯 金 ヲ 徵 收 セ ズ</p> <p>指 定 期 限 ヲ 過 ギ 完 納 セ ザ ル ト キ ハ 直 ニ 其 ノ 財 産 差 押 ノ 處 分 ヲ 爲 ス ベ シ</p> <p>昭 和 何 年 何 月 何 日</p> <p>歳 入 徵 收 官 ノ 官 氏 名 團</p>				

備 考

- 一 延滞金ヲ徵收セザルモノニ在リテハ「一納期限ノ翌日ヨリ保険料額百圓ニ付一日參錢ノ割合ニ依ル金額、延滞金」及「指定期限迄ニ保険料及督促手數料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徵收セズ」ノ文字ヲ記載セザルモノトス
 - 二 日本銀行ニ納付ヲ指定シタルトキハ本文又「納付スベシ」ノ下ニ左ノ但書ヲ加フルモノトス
- 「但シ同日ヲ經過シタルトキハ何々へ納付スルヲ要ス」

様式第七號(第九十八條)

(表面)

第 何 號

船 員 保 險 檢 査 料 需

納 者 財 産 差 押 證 票

縣 府 印

(裏面)

何 道 府 縣 廳 又 ハ

何 廳 府 縣 出 張 所

官 職 氏 名

備考 本證ハ兼約入題、横約五種ノ大サトシ厚キ紙ヲ用フベシ

様式第八號(第九十八條ノ二)

第 何 號

昭和何年何月何日交付

厚生省
又ハ
府縣印

官 職 氏 名

船 員 保 險 法 (抄)

第九條ノ二 行政官廳ハ必要アリト認メルトキハ被保險者ノ異動及報酬並ニ保險給付ノ決定ニ關シ當該官吏ヲシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ勤務場所ニ就キ關係者ニ對シ質問ヲナシ又ハ帳簿書類其ノ他検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十八條第四項 正當ノ理由ナクシテ第九條ノ二ノ規定ニ依ル當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

備考 本證ハ厚キ紙ヲ用ヒ中央ノ點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲シ表面ニ「船員保險検査證」ト記ス

第何號

昭和何年何月何日交付

厚生省
又ハ應
府縣印

官 職 氏 名

船員保險法(抄)

第九條ノ三 行政官廳ハ保險給付ニ關シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依
 リ當該官吏ヲ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得
 第六十八條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナクシテ第九條ノ三ノ規定ニ依ル診
 療録ノ檢査ニ關シ知得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ漏
 洩シタルトキハ六月ケ月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 職務上ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏
 洩シタルトキハ六月ケ月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第九條ノ三ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下
 ノ罰金又ハ科料ニ處ス(第四項及第五項省略)

備考 本證ハ厚キ紙ヲ用ヒ中央ノ點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲シ表面ニ「船員保險診療録等
 檢査證」ト記ス

十 労働者災害補償保險法

(昭和二十二年四月七日公布)
法律第五十號

- 第一章 總 則
- 第二章 保險關係の成立及び消滅
- 第三章 保險給付及び保險施設
- 第四章 保 險 料
- 第五章 審査の請求、訴願及び訴訟
- 第六章 雜 則
- 第七章 罰 則
- 附 則

労働者災害補償保險法

1 この法律は、労働基準法と姉妹法であつて、労働基準法の提出と共に、提出さ
 れたもの。

第一章 總 則

本法の目的

第一條 労働者災害補償保険は、業務上の事由による労働者の負傷、疾病、廢疾又は死亡に對して迅速且つ公正な保護をするため、災害補償を行い併せて労働者の福祉に必要な施設をなすことを目的とする。

1. 業務外のものについて、健康保険法、厚生年金法など参照。

政府管掌

第二條 労働者災害補償保険は、政府が、これを管掌する。

適用事業

1 厚生年金保険法第二條と同趣旨。健康保険法第二十二條と比較せよ。

強制適用事業

第三條 この法律においては、左の各號の一に該當する事業を強制適用事業とする。

一 左に掲げる事業で常時五人以上の労働者を使用するもの

(イ) 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包装、裝飾、仕上、販賣のため

の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。

(ロ) 鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は鑛物採取の事業

(ハ) 道路、鐵道、軌道、索道又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

二 左に掲げる事業にして常時労働者を使用するもの又は一年以内の期間において使用労働者延人員三百人以上のもの

(イ) 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壊、若しくは解體又はその準備の事業

(ロ) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(ハ) 土木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業

三 その他命令で指定する事業

労働基準法第八條に規定する事業で前項に掲げる以外のもの及び同條に規定する事務所(以下事業という。)は、これを任意適用事業とする。

國の直營事業、官公署又は同居の親族のみを使用する事業及び船員法の適用を受ける船員については、この法律は、これを適用しない。

- 1 政府職員共済組合令参照。
- 2 恩給法、各共済組合令参照。
- 3 第八條第一項本文但書参照。
- 4 船員保険法並にその改正参照。

第四條 労働者災害補償保険事業の運営に關する重要な事項を審議するため、労働者災害補償保険委員會を置く。

労働者災害補償保険委員會の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、主務大臣が、各々同數を委嘱する。

労働者災害補償委員會

任意適用事業

適用除外

命令の
強制手
続

この法律に定めるものの外、労働者災害補償保険委員会に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

第五條 この法律に基いて發する命令は、その草案について、労働者災害補償保険委員会の意見をきいて、これを制定する。

1 勞働基準法第百十三條参照。

第二章 保険關係の成立及び消滅

第六條 第三條第一項の強制適用事業の使用者については、その事業開始の日又はその事業が第三條第一項の事業に該當するに至つた日に、當該事業につき保険關係が成立する。

1 第八條参照。

第七條 第三條第二項の任意適用事業の使用者については、保険加入の申込みをなし、政府の承諾があつた日に、その事業につき保険關係が成立する。

任意適用事業に使用される労働者の過半数が、その事業につき保険關係の成立を希望する場合は、その使用者は、保険加入の申込みをしなければならぬ。

1 第八條参照。

2 第九條参照。

強制適用事業
における
保険關係の
成立

任意適用事業
における
保険關係の
成立

數次請負の
場合の
労働者

第八條 事業が數次の請負によつて行はれる場合には、元請負人のみを、この保険の適用を受ける事業の使用者とする。

第九條 第三條第一項の強制適用事業に該當する事業が、同條第二項の任意適用事業に該當するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第七條の規定による承諾があつたものとみなす。

第十條 その事業につき保険關係が成立してゐる事業の廢止又は終了のあつたときは、その事業についての保険關係はその翌日に消滅する。

第十一條 第七條及び第九條の規定によつて保険關係が成立してゐる事業の使用者については、前條の規定によるの外、政府の承諾があつた日の翌日に、その事業についての保険關係が消滅する。但し、その承諾を受けるには、保険關係成立後一年を経過してゐること及び事業に使用される労働者の過半数の同意を得たものであることを要する。

第三章 保険給付及び保険施設

第十二條 この法律で保険する災害補償の範圍は、左の各號による。

- 一 療養補償費（療養費中命令で定める金額を超える部分）
- 二 休業補償費（休業七日を超える休業一日につき平均賃金の百分の六十）

災害補償の
範圍

任意適用事業
における
保険關係の
消滅

- 三 障害補償費³（別表に定めるもの）
 - 四 遺族補償費⁴（平均賃金の千日分）
 - 五 葬祭料⁵（平均賃金の六十日分）
 - 六 打切補償費⁶（平均賃金の千二百日分）
- 前項の規定による災害補償の事由は、労働基準法第七十五條乃至第八十一條に定める災害補償の事由とする。
- 第一項第一號の規定による災害補償については政府は命令の定める場合には、同號の療養補償費の支給にかえて、直接労働者に療養の給付をすることができるとする。
- 第一項の平均賃金とは、労働基準法第十二條の平均賃金をいう。
- 1 本條第二項、第十三條参照。なを労働基準法第七十五條参照。
 - 2 第十四條参照。なを労働基準法第七十六條参照。
 - 3 別表

等級	災害補償
第一級	平均賃金の一三四〇日分
第二級	一一九〇日分
第三級	一〇五〇日分
第四級	九二〇日分

等級	災害補償
第五級	同
第六級	同
第七級	同
第八級	同
第九級	同
第一〇級	同
第一級	二七〇日分
第二級	二〇〇日分
第三級	一四〇日分
第四級	九〇日分
第五級	五〇日分

- なお、第十六條、労働基準法第七十七條参照。
- 4 第十六條、労働基準法第七十九條参照。
 - 5 労働基準法第八十條参照。
 - 6 第十六條、労働基準法第八十一條参照。
 - 7 指定病院で療養させるとか、薬を與えるとかの方法。

第十三條 前條第一項第一號の療養補償費又は同條第三項の療養の範圍は、左の各號（政府が必要と認めるものに限る）による。

一 診療

療養の範圍

休業補償費の免除

- 二 薬劑又は治療材料の支給
- 三 處置、手術、その他の治療
- 四 病院又は診療所への收容
- 五 看護
- 六 移送

第十四條 第十二條第一項第二號の休業補償費の支給を受けるべき期間にその補償を受けるべき者が、使用者から賃金の全部又は一部を受けたときは、命令の定めるところによつて政府は、その賃金を受けた期間の休業補償費の全部又は一部を支給しない。

1 労働基準法第七十六條参照。

第十五條 第十二條第一項の規定による保険給付は、これを補償を受けるべき労働者遺族又は労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持した者に支給する。

第十六條 第十二條第一項の障害補償費、遺族補償費及び打切補償費は、命令の定めるところにより命令の定める期間毎年、これを支給する。但し、主務大臣は、必要と認めるときは、制段の定めをなすことができる。

第十七條 事業につき保険關係の成立してある事業についての使用者（以下保険加入者という。）が、保険料の算定又は保険給付の基礎である重要な事項について、不實の告知をしたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を支給しないことができる。

使用者の不實告知

保険金の受取人
支給期間

使用者の滞納處分

損害賠償請求の地位

権利の差押え禁止等

- 1 保険者がその事情を知つてゐたならば、そのように、保険料を算定しなかつたし又は保険給付をしなかつたと客觀的に考えられる事情である。
- 2 その罰則について、第五十一條参照。保険給付を受けるべき者の不實の告知も罰せられ、又必要な告知をしなしたときにも罰せられることに注意せよ。

第十八條 保険加入者が、故意又は重大な過失によつて保険料を滞納したときは、政府は、その滞納にかかわる事業について、その滞納期間中に生じた事故に對する保険給付の全部を支給しないことができる。

第十九條 故意又は重大な過失によつて保険加入者が、補償の原因である事故を發生させたとき、又は労働者が、業務上負傷し、若しくは疾病に罹つたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十條 政府は、補償の原因である事故が、第三者の行爲に因つて生じた場合に保険給付をしたときは、その給付の價額の限度で、補償を受けた者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

1 健康保険法第六十七條、厚生年金法第二十七條参照。

第二十一條 保険給付を受ける権利は、これを讓渡し、又は差押えることができない。

1 健康保険法第六十八條、厚生年金保険法第三十條参照。

第二十二條 保険給付として支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課し

保險施設

てはならない。

1 健康保險法第六十九條、厚生年金保險法第二十九條參照。

第二十三條 政府は、この保險の適用を受ける事業にかゝる業務災害に關して、左の保險施設を行う。

- 一 外科後處置に關する施設
- 二 義肢の支給に關する施設
- 三 休養又は療養に關する施設
- 四 職業再教育に關する施設
- 五 その他必要と認める施設

第四章 保險料

第二十四條 政府は、労働者災害補償保險の事業に要する費用に充てるため、保險加入者から保險料を徵收する。

第二十五條 保險料は、賃金總額に¹その事業についての保險料率²を乗じて得た金額とする。

前項の賃金總額とは、その事業に使用するすべての労働者に支拂つた賃金、給料、手当、賞與その他名稱の如何を問はず労働の對償として使用者が労働者に支拂うすべて

徵收者の徵收目的保險料

のもの（三箇月を超える期間毎に支拂われる賃金その他命令で定めるものは、これを除く。）の總額をいう。

1 本條第二項參照。

2 第二十六條、第二十七條參照。

第二十六條 保險料率は、この法律の適用を受けるすべての事業の過去五箇年間の災害率を基準として、數等級に區別して、賃金一圓當りについて主務大臣が、これを定める¹。

1 その例外について、第五十七條參照。

第二十七條 常時三百人以上の労働者を使用する個々の事業についての、過去五箇年間の災害率が、同種の事業についての前條の規定による災害率に比し著しく高率又は低率であるときは、政府は、その事業について前條の規定による災害率に比し著しく高率又は低率であるときは、政府は、その事業について前條の規定による保險料率と異なる保險料率を定めることができる。

第二十八條 保險加入者は、毎年四月一日から翌年三月末日（以下保險年度という。）に使用するすべての労働者（保險年度の中途に保險加入者となつたものについては、その加入の日からその保險年度の末日までに使用するすべての労働者）に支拂う賃金總額の見込額に、保險料率を乗じて算定した概算保險料を四月一日（保險年度の中途

保險料率

概算保險料の納付

から保険者となつた者については加入の日)から三十日以内に納付しなければならない。
事業の期間が豫定される事業については、その保険加入者は、前項の規定にかかわらず、その全期間に使用するすべての労働者に支拂う賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料を、保険加入の日から十四日以内に納付しなければならない。

保険加入者は、申出によつて前二項の概算保険料を命令の定めるところによつて分割して納付することができる。

第二十九條 政府は、前條の賃金総額の見込額に変更を生じたときその他必要がある場合においては、概算保険料を追加徴収することができる。

第三十條 前二條の規定によつて拂込んだ概算保険料が、保険年度の末日又は保険関係の消滅する日に、第三十五條の規定による確定した保険料に比し過不足があるときは、政府は、保険料を返還し、又はこれを追加徴収する。

前項の規定によつて返還する保険料はその事業についての次期の概算保険料にこれを充當することができる。

この場合においては、政府は、その旨を當該保険加入者に通知しなければならない。
第三十一條 保険料その他この法律による徴収金を滞納する者があるときは、政府は、

の滞納

期限を指定してこれを督促しなければならない。
前項の規定によつて督促をするときは、政府は、納付義務者に対して督促状を發する。この場合においては、督促手数料として命令で定める金額を徴収する。
第一項の規定による督促を受ける者が、その指定の期限までに、保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、國稅滞納處分の例によつて、これを處分する。

第三十二條 前條の規定によつて督促をしたときは、政府は、徴収金額百圓につき一日四錢の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日數により計算した延滞金を徴収する。但し、督促狀に指定した期限までに徴収金及び督促手数料を完納したときその他命令を以て定める場合は、この限りでない。

第三十三條 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特權の順位は、市町村その他これに準ずべきものの徴収金につき、他の公課に先だつものとする。

第三十四條 保険料その他この法律の規定による徴収金に關する書類の送達については、國稅徵收法第四條の七及び第四條の八の規定を準用する。

- 1. 2 健康保險法第十一條ノ四參照。

第五章 審査の請求、訴願及び訴訟

保險料の先取特權
保險料の送達
保險料の送達
保險料の送達

概算保險料の追加
概算保險料の返還
概算保險料の追加

保險料

保険給付の決定に對する請求の提起

職權の行使

第三十五條 保險給付に關する決定に異議のある者は、保險審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、保險審査機關に審査を請求し、その決定に不服のある者は、裁判所に訴を提起することができる。

前項の審査の請求は、時效の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。¹

1 勞働基準法第八十五條第四項參照。

第三十六條 保險審査官は、必要があると認める場合においては、職權で審査をすることができる。

保險審査官が、審査のため必要であると認める場合においては、保險給付の決定した官吏又は吏員に對して意見を求め、又は保險加入者若しくは保險給付を受けるべき者に對して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は醫師に診斷又は檢案をさせることができる。

1・2 その違反について、第五十四條第一號參照。

第三十七條 保險料その他法律の規定による徴收金の賦課又は徴收の處分に關して訴願の提起があつたときは、主務大臣は、保險審査機關の審査を経て裁決をする。

第三十八條 保險審査機關は、勞働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者につき、主務大臣が、各々同數を委嘱した者でこれを組織する。

第三十九條 保險審査官又は保險審査機關は、審査のため必要があると認めるときは、

保險審査の職權

證人又は鑑定人の訊問その他の證據調をすることができる。

證據調については、民事訴訟法の證據調に關する規定及び民事新訴訟費用法第九條及び第十一條乃至第十三條の規定を準用する。但し、保險審査官又は保險審査機關の調據調については、過料に處し又は拘引を命ずることはできない。

1 健康保險法第八十五條參照。

第四十條 審査の請求、訴の提起又は訴願は、調分の通知又は決定書の交付を受けた日から六十日以内に、これをしなければならぬ。この場合において、審査の請求については訴願法第八條第三項の規定を、訴の提起については民事訴訟法第五十八條第二項及び第百五十九條の規定を準用する。

1・2 健康保險法第八十六條參照。

第四十一條 この章に定めるものの外保險審査官及び保險審査機關に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

第六章 雜 則

第四十二條 保險料その他この法律の規定による徴收金を徴收し、又はその還付を受ける権利及び保險給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時效によつて消滅する。

保險審査の職權

計算の

印紙税の免除

戸籍の明料證

行政のいろいろの権限

前項の時効中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。命令の定めるところによつて政府のなす保険料その他この法律の規定による徴收金の徴收の告知は、民法第五百五十三條の規定にかかわらず時効中断の效力を生ずる。

1 健康保険法第四條、厚生年金保険法第五條参照。

第四十三條 この法律又はこの法律に基いて發する命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に關する規定を準用する。

1 健康保険法第五條、厚生年金保険法第七條参照。

第四十四條 勞働者災害補償保險に關する書類には、印紙税を課さない。

1 健康保険法第六條、厚生年金保険法第七條参照。

第四十五條 行政廳又は保險給付を受けるべき者は、勞働者の戸籍に關して戸籍事務を掌る者又はその代理者に對して無料で證明を求めることができる。

1 健康保険法第七條、厚生年金保険法第八條参照。

第四十六條 行政廳は、命令の定めるところによつて勞働者を使用する者に必要な事項について報告をさせ、文書を提示させその他この法律の施行に關して必要な事務を行わせ、又は出頭させることができる。

1 その違反について、第五十三條参照。

第四十七條 行政廳は、命令の定めるところによつてこの保險の適用を受ける事業につ

いての勞働者に、この保險の施行に關して必要な申出、届出若しくは文書を提出させ、又は出頭させることができる。

1 その違反について、第五十四條第二號参照。

第四十八條 行政廳は、必要があると認めるときは、當該官吏又は吏員に、この法律の適用を受ける事業の行われる場所に臨檢し、關係者に對して質問し、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

1 その違反について、第五十四條第四號、第三號参照。

第四十九條 行政廳は、保險給付に關して必要があると認めるときは、命令の定めるところによつて當該官吏又は吏員に、診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

1 その違反について、第五十四條第四號、第五號参照。

第五十條 この法律の施行に關する細目は、命令で、これを定める。

第七章 罰 則

第五十一條 當該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が、故なく第四十九條の規定による診療録の検査に關して知得した醫師又は醫科醫師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏したときは、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

施行令

職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は他の公務員であつた者が、敢なくその秘密を漏したときも、また同項と同様である。

第五十二條 保険加入者が、左の各號の一に該當するときは、これを六箇月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提出をせず又は出頭しなかつた場合

二 この法律の規定による當該官吏又は吏員の質問に對して答辯をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十三條 保険加入者以外の者であつて保険給付を受けるべき者その他の關係者が、左の各號の一に該當するときは、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 この法律の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、文書の提出をせず、又は出頭しなかつた場合

二 この法律の規定による當該官吏又は吏員の質問に對し答辯をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰するの外、

その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科する。

附 則

第五十五條 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。

第五十六條 この法律施行後五年間は、保険料率は、第二十六條の規定にかかわらず、労働者災害補償保険委員會に諮つて、數等級に區別して賃金一圓當りについて、主務大臣が、これを定める。

第五十七條 労働者災害扶助責任保険法は、これを廢止する。

この法律施行前に發生した事故に對する保険給付及びこの法律施行前の期間に屬する保険料に關しては、なほ舊法による。

この法律施行前の舊法の罰則を適用すべきであつた者についての處罰については、なほ舊法による。

この法律施行の際、労働者災害扶助責任保険につき現に政府と保険契約を締結してゐる者が既に拂込んだこの法律施行後の期間に屬する保険料はこの保険の保険料に、これを充當することができる。

前三項に定めるものの外、舊法廢止の際必要な事項は、命令で、これを定める。

十一 労働者災害補償保険特別會計法

(昭和二十二年四月七日)
法律第五十一號

第一條 労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険事業を經營するため、特別會計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二條 この會計は、厚生大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この會計においては、保険料積立金から生ずる収入、借入金及び附屬雑収入を以てその歳入とし、保険金、保険料の返還金、保険施設費、借入金の償還金及び利子一時借入金の利子、事業取扱費その他の諸費を以てその歳出とする。

第四條 この會計に屬する經費を支辨するため必要があるときは、この會計の負擔で借入金をなすことができる。

前項の規定により借入金をなすことができる金額は、純保険料を以て保険金及び保険料の返還金を支辨するに不足する金額を限度とする。

第五條 厚生大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出豫定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第六條 この會計の歳入歳出豫算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを、款

及び項に區分する。

第七條 内閣は、毎會計年度、この會計の豫算を作成し、一般會計の豫算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の豫算には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出豫定計算書
- 二 前前年度の損益計算書及び貸借對照表並びに前前年度末における積立金明細表
- 三 前年度及び當該年度の豫定損益計算書及び豫定貸借對照表

第八條 この會計において、支拂上現金に餘裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第九條 この會計において、支拂上現金に不足があるときは、この會計の負擔において一時借入金をなすことができる。

前項の規定による一時借入金は、當該年度内に、これを償還しなければならない。

第十條 第四條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大藏大臣がこれを行う。

第十一條 厚生大臣は、毎會計年度、歳入歳出豫定計算書と同一の區分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十二條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳

出決算とともに、國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、當該年度の損益計算書、貸借對照表、當該年 末における積立金明細表及び債務に關する計算書を添附しなければならない。

第十三條 この會計において、決算上剩餘金を生じたときは、これを積立金に組み入れなければならない。

この會計において、決算上不足を生じたときは、積立金から、これを補足する。

第十四條 この會計の積立金は、國債を以て保有し又は藏省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第十五條 この會計において支拂義務の生じた歳出金で、當該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出豫算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定による大藏大臣の承認を要しない。

厚生大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大藏大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

第十六條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

この法律は、昭和二十二年七月一日から、これを施行する。

労働者災害扶助責任保険特別會計法は、昭和二十二年六月三十日限りこれを廢止する。

労働者災害扶助責任保険特別會計廢止の際これに屬する積立金は、これをこの會計に歸屬せしめる。

前項の規定により歸屬せしめられた積立金は、第十三條第二項の規定にかかわらず、これを豫算の定めるところに従い使用することができる。

前項に規定するものの外、労働災害扶助責任保険特別會計廢止の際これに屬する權利義務は、これをこの會計に歸屬せしめる。

この法律施行前になした豫備費の支出並びに労働者災害扶助責任保険特別會計の昭和二十年度、同二十一年度及び同二十二年度の決算に關しては、なお従前の例による。

十二 労働者災害補償保険法の施行期日を

定める政令

(昭和二十二年八月三十一日)
政令 第百七十一號

労働者災害補償保険法は、昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

十三 労働者災害補償保険委員会官制

(昭和二十二年八月三十一日)
政令 第百七十七號

第一條 労働者災害補償保険委員会は、労働大臣の監督に屬し、その諮問に應じて、労働者災害補償保険事業の運営に關する重要事項及び労働者災害補償保険法に基いて發する命令の草案を調査審議する。

委員会は、労働者災害補償保険事業の運営に關する事項について、關係官廳に建議することができる。

第二條 委員会の委員は、十八人とする。

第三條 委員の任期は、一年とする。

委員が衆議院議員選挙法第六條の規定により被選挙権を有しなくなった場合、委員

會に出席することができなくなった場合又は委員會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反した場合には、前項の規定にかかわらず、任期中これを解囑することとができる。但し委員會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反したことを理由として解囑する場合には、當該委員を除く他の委員全員の同意を得なければならぬ。

委員に缺員を生じた場合の補缺委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四條 委員会に會長を置く、會長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選挙する。

會長は、會務を總理する。

會長に事故がある場合には、第一項の規定に準じて選挙された者が、會長の職務を代理する。

第五條 委員会は、會長が委員に對して適當な方法で通知をしてこれを招集し、その議事は、出席委員(會長である委員を除く。)の過半数でこれを決する。可否同數である場合には、會長の決するところによる。

委員会は、委員の三分の二以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各々一人以上が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

第六條 委員會に幹事及び書記を置く。

幹事及び書記は、會長の同意を得て、労働大臣がこれを委嘱する。

幹事は、會長の指揮を受けて、庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

附 則

この政令は、労働者災害補償保険法施行の日からこれを施行する。

十四 労働者災害補償保険審査官及び労働者

災害補償保険審査會規程(昭和二十二年八月三十一日政令第百七十八號)

第一章 保険審査官及びその行方審査

第一條 労働者災害補償保険法の規定による保険審査官(以下審査官という。)は、都道府縣労働基準局ごとに、これを置く。

第二條 審査官は、二級の労働基準監督官を以て、これに充てる。

第三條 保険給付に関する決定に異議のある者が、審査官に審査を請求するときは、その保険給付に関する決定をした行政官廳の管轄區域を管轄する都道府縣労働基準局の審

査官に、書面又は口頭で、これをしなければならない。

第四條 書面で審査を請求するときは、請求人は、審査請求書に、左に掲げる事項を記載し、證據書類があるときはこれを添附した上、記名して印をおさなければならない。

一 業務上の災害を受けた労働者の氏名及び住所並びに保険事故の發生當時使用されていた事業場又は事務所の名稱及び所在場所

二 請求人が労働者以外の者であるときは、その氏名及び住所並びにその労働者との關係

三 保険給付に関する決定をした行政官廳名

四 保険給付に関する決定書の交付を受けた年月日

五 請求の趣旨

六 請求理由

七 立證

八 年月日

代理人が審査を請求する場合には、その資格を證明する書面を添附して、代理人が審査請求書に記名して印をおさなければならない。

第五條 口頭で審査を請求するときは、請求人は、審査官に對して、前條第一項第一號

乃至第七號に掲げる事項を陳述し、證據書類があるときは、これを提出しなければならない。

審査官は、陳述を聴いて聴取書を作成し、年月日を記載して、請求人に讀み聞かせた上、請求人とともに、これに記名して印をおさなければならぬ。

代理人が審査を請求する場合には、その資格を證明する書面を提出して、代理人が聴取書に記名して印をおさなければならぬ。

第六條 審査の請求があつた場合において、その事件が審査の請求をすることができないものであるとき、又は審査の請求が適法の手續に違反したものであるときは、審査官は、その理由を附して、これを却下しなければならない。但し、審査の請求の手續の方式に缺けたものがあるときは、審査官は、これを補正させなければならぬ。

審査の請求が管轄違であるときは、審査官は、これを所轄審査官に移送し、且つ、その旨を請求人に通知しなければならない。

第七條 審査官は、審査の請求を受けたときは、直ちに審査請求書の寫又は審査請求の聴取書の寫を作成して、これを保險給付に關する決定をした行政官廳に送付しなければならない。

第八條 審査官は、審査の請求を受けたときは、三十日以内に、請求人の説明を聴いて審査しなければならない。但し、特別の事由がある場合には、文書で審査をすること

ができる。

請求人は、補佐人を必要とするときは、補佐人一人とともに出頭して説明し、又はやむを得ない事故のため出頭することができないときは、審査官の承認を得て、その代理人を出頭させることができる。

第九條 請求人が證人訊問の申出をしたときは、審査官はその證人に出頭を命じなければならない。

第十條 關係官吏は、審査官に對して、意見を述べ、又は參考書類を提示することができる。

第十一條 審査官は、事件の一部が審査の決定をするに熟したときは、その部分について先ず決定することができる。

第十二條 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、その承繼人が、審査の請求手續を受け續くものとする。

第十三條 審査の決定は、文書によつてこれを行う。
前項に規定する審査の決定書は、左に掲げる事項を記載して、審査官が、これに記名して印をおさなければならない。

- 一 請求人の氏名及び住所
- 二 代理人が審査を請求した場合には、その代理人の氏名

- 三 保険給付に關する決定をした行政官廳名
- 四 請求の趣旨及び理由の要旨
- 五 決定の正文
- 六 決定の理由
- 七 年月日

第十四條 審査官は、前條の規定による決定書の原本に基いて正本及び副本各一通を作成し、これに記名して印をおし、正本は請求人に交付し、副本は保険給付に關する決定をした行政官廳に送付しなければならない。

請求人に對して決定書を交付することができないときは、審査官は、都道府縣勞働基準局の揭示場に、その決定書を揭示しなければならない。

前項の規定によつて揭示してから七日を経過したときは、決定書の交付があつたものとみなす。

第十五條 審査の請求人は、審査官に對して、決定書の謄本の交付を請求することができる。

第十六條 保険給付に關する決定をした行政官廳は、勞働者災害補償保險法第三十九條第一項の規定に基く證據調の費用を支拂わなければならない。

審査の請求人又はその代理人若しくは補佐人は、勞働大臣の定めるところにより、保

險給付に關する決定をした行政官廳から、審査のため要した費用の辨償を受けることができる。

第十七條 勞働者災害補償保險法第三十六條第一項の規定による職權審査を行う場合は、審査官は、利害關係人の説明を聴いて、速やかに審査をしなければならない。

第八條第二項、第十條、第十一條及び第十三條（第二項第二號及び第四條を除く。）乃至第十五條の規定は、前項の職權審査にこれを準用する。但し、「請求人」とあるのは、「保険給付を受けるべき者」と讀み替えるものとする。

第十八條 第十六條第二項の規定は、保険給付を受けるべき者その他の利害關係人にこれを準用する。

第十九條 この章に規定するものの外、審査官の審査に關して必要な事項は、勞働大臣がこれを定める。

第二章 勞働者災害補償保險審査會及びその行う審査

第二十條 勞働者災害補償保險法第三十五條第一項及び第三十七條の規定による審査を行う保險審査機關は、勞働者災害補償保險審査會（以下審査會という。）とする。

審査會は、勞働大臣の所轄に屬する。

第二十一條 審査會は、都道府縣勞働基準局ごとにこれを置き、當該都道府縣勞働基準

局の名を冠する。

第二十二條 審査會の委員は、九人とする。

第二十三條 委員の任期は一年とする。

委員が衆議院議員選挙法第六條の規定により被選挙権を有しなくなつた場合、審査會に出席することができなくなつた場合又は審査會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反した場合には、前項の規定にかかわらず、任期中これを解囑することができる。但し、審査會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反したことを理由として解囑する場合には、當該委員を除く他の委員全員の同意を得なければならぬ。

委員は缺員を生じた場合の補缺委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十四條 審査會に會長を置く。會長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選挙する。

會長は、會務を總理する。

會長に事故がある場合には、第一項の規定に準じて選挙された者が、會長の職務を代理する。

第二十五條 審査會に幹事及び書記を置く。

幹事及び書記は、會長の同意を得て、當該都道府縣労働基準局長がこれを委囑する。

幹事は、會長の指揮を受けて、庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受けて庶務に従事する。

第二十六條 審査官のした審査の決定に不服のある者が、審査會に審査を請求するときは、審査の決定をした審査官の屬する都道府縣労働基準局の審査會に、書面又は口頭でこれをしなければならぬ。

第二十七條 書面で審査を請求するときは、請求人は、審査請求書に、第四條第一項各號に掲げる事項及び左に掲げる事項を記載し、證據書類があるときはこれを添附した上、記名して印をおさなければならぬ。

一 審査の決定をした審査官の氏名

二 審査の決定書の交付を受けた年月日

第四條第二項の規定は、代理人が審査の請求をする場合に、これを準用する。

第二十八條 口頭で審査を請求するときは、請求人は、審査會の書記に對し、第四條第一項第一號乃至第七號及び前條第一項各號に掲げる事項を陳述し、證據書類があるときは、これを提出しなければならない。

第五條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二十九條 審査會は、審査の請求を受けたときは、直ちに審査請求書の寫又は審査請求の聽取書の寫を作成して、これを審査の決定をした審査官に送付しなければならない。

第三十條 會長は、審査の請求を受けたときは、委員に對して適當な方法で通知をして審査會を招集しなければならない。

審査會は、委員の三分の二以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各々一人以上が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

審査會の議事は、出席委員（會長である委員を除く。）の過半数でこれを決する。可否同数のときは、會長の決するところによる。

第三十一條 審査の決定は、文書によつてこれを行ふ。

前項に規定する審査の決定書には、第十三條第二項各號に掲げる事項及び審査の決定をした審査官の氏名を記載して、會長が記名して印をおさなければならぬ。

第三十二條 審査會は前條の規定による決定書の原本に基いて正本及び副本各一通を作成し、審査會の印をおして、正本は審査の請求人に交付し、副本は審査の決定をした審査官に送付しなければならない。

第三十三條 第六條、第八條乃至第十二條、第十四條第二項及び第三項、第十五條並びに第十六條の規定は、審査會の審査にこれを準用する。

第三十四條 第十六條第一項及び第三十條の規定は、労働者災害補償保険法第三十七條

の規定により労働大臣が審査會に對し審査を請求した場合にこれを準用する。但し、第十六條第一項中「保険給付に關する決定をした行政官廳」とあるのは労働者災害補償保険法第三十七條に規定する賦課又は徴收の處分をした行政官廳と讀み替へるものとする。

第三十五條 この章に規定するものの外、審査會の審査に關して必要な事項は、労働大臣がこれを定める。

附 則

この政令は、労働者災害補償保険施行の日から、これを施行する。

十五 労働者災害補償保険法施行規則

（昭和二十二年九月一日）
労働省令第一號

第一章 總 則

第一條 この保険の事務は、事業場又は事務所（以下單に事業場という。）の所在地を管轄する都道府縣労働基準局長が、これを掌る。但し、事業場が二以上の都道府縣にまたがる場合においては、事業場における事務所の所在地を管轄する都道府縣労働基準局長が、これを掌る。

第二條 この省令によつて使用者のなすべき事項については、使用者は豫め代理人を選任して、これを處理させることができる。

前項の規定によつて使用者が代理人を選任したとき又は解任したときは、その旨を都道府縣労働基準局長に報告しなければならない。

第三條 労働者災害補償保険法(以下法という。)第三條第一項第三號の規定によつて左の各號の一に該當する事業を、強制適用事業に指定する。

- 一 馬力數合計三以上の原動機を使用する法第三條第一項第一號(イ)及び(ロ)に掲げる事業と同種類の事業で常時労働者を使用するもの。
- 二 馬力類合計二以上の原動機を使用して左に掲げる作業を行う事業で常時労働者を使用するもの

- 1 動力による木材加工
- 2 金屬、陶器、磁器、石膏、コルク、セルロイド、エポナイト、人造レジン、骨、角又は貝の乾燥研磨
- 3 鑽石、固體燃料、硝子、土砂、貝又は骨の粉碎
- 4 針、釘、鋌、鋼球、金屬箔又は金屬粉の製造
- 5 鋸の目立
- 6 壓機による金屬の加工

- 7 金屬の切削、印刷、製本又は水洗濯
 - 8 製綿、打綿、麻の梳解、ガラ紡、起毛又は反毛
- 三 左に掲げる作業を行う事業で常時労働者を使用するもの
- 1 金屬の熔融又は精鍊
 - 2 金屬の熱處理
 - 3 金屬の鍍金又被服加工
 - 4 金屬の酸洗、腐蝕又は砂吹
 - 5 電氣、ガス若しくはテルミット法を用うる金屬の熔接又は切断
 - 6 火氣を用いる金屬廢品の處理
 - 7 汽罐、鐵槽、鐵筒、鐵製金庫、自動車フエンダー等の槌打加工
 - 8 電球類、真空管類又はネオン管その他これに類する放電管の製造
 - 9 乾電池又は蓄電池の製造
 - 10 毒劇藥、毒劇物若しくはこれに準ずる毒劇性料品の製造又はこれらの料品を用うる作業(醫師、齒科醫師、獸醫師若しくは藥劑師が豫防、治療、處置、調劑等の目的を以て取扱う場合又は學校、研究所、試験所、病院等において試験、實驗、研究等に用うる場合を除く。)
 - 11 火藥、爆藥若しくは火工品の製造又は取扱

- 12 爆發性若しくは發火性料品の製造、加工若しくは貯藏又はこれらの料品を用うる作業（試験、研究等のため危険のない範圍において行う場合を除く。）
- 13 引火性料品の製造又はこれを用うる作業（試験、研究等のため危険のない範圍において行う場合を除く。）
- 14 酸素、水素、鹽素、一酸化炭素、亜硫酸ガス、硫化水素、アンモニアガス、アセチレンガス等の危険若しくは衛生上有害なガスの製造又はこれらの料品を用うる作業（試験、研究等のため危険又は害のない範圍において行う場合を除く。）
- 15 危険若しくは有害なガス、蒸氣又は粉塵の發散を伴う作業（その分量が少くて衛生上害のない場合を除く。）
- 16 壓縮ガス若しくは液體ガスの製造又はこれらの料品を用うる作業
- 17 有機藥品、樹脂様物質、肥料、染料、香料又はその中間物の合成
- 18 合成又は熱分解による液體若しくはガス體燃料の製造
- 19 天然ガスの採集
- 20 石炭、油頁岩、瀝質物、木材、樹脂等の乾溜若しくは精製、鑛油、タール等の蒸溜若しくは精製、又はこれらの生成物若しくは残渣を用うる製造
- 21 油脂の製造、精製、加工又は小分
- 22 動物の臟器又は排泄物を用うる製造

- 23 塗料、顔料、印刷用のインキ又は繪具の製造
- 24 ゴム又はゴム製品の製造、加工又は再製
- 25 鑛石類、炭素質、石膏、セメント、陶磁器、珪藻土器類、煉瓦、人造砥石、耐火材料、研磨材料、骨、角又は貝の煨焼若しくは焼成
- 26 瀝質物、油脂又は溶劑を用うる加工紙布類の製造
- 27 毛皮の精製、製革又は製膠
- 28 電氣分解
- 29 電氣業（發電所、變電所、蓄電所又は開閉所）
- 30 硝子の製造、腐蝕、砂吹又は加熱加工
- 31 化學藥品による物品の漂白、ドライディング又は染色
- 32 フェルト又は吹付羅紗（粉狀纖維を用うる模造羅紗）の製造
- 33 塗料の加熱乾燥若しくは焼付、塗料、染料若しくは繪具の噴霧塗裝又は漆の塗裝
- 34 ラヂウムその他の放射能物質から發する放射線、紫外線、エックス線、白熱光線、眩光等有害光線に曝露する作業（試験、研究、診療等のため危険のない範圍において行う場合を除く。）

35 獸類の屠殺

四 常時五人以上の労働者を使用する焼却又は清掃の事業

五 労働者延人員三百人以上を使用する沈没物の引揚の事業

九四六

第二章 保険関係の成立及び消滅並びに保険

第四條 強制適用事業についての保険関係が成立するに至つたときは、使用者は、五日以内に、様式第一號による概算保険料算定基礎報告書二通を都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。但し、土木事業又は建築事業等事業の期間が豫定される事業（以下有期事業という。）については、提出期限は、保険関係の成立すべき日前十日まで（特別の事由があるときは保険関係成立の日まで）とする。

前項の報告書に記載すべき概算保険料算定の基礎となるべき事項は保険関係成立の日からその保険年度（四月一日から翌年三月三十一日まで）の末日（有期事業については事業終了の豫定日）までの期間に對する概算保険料算定の基礎となるべき事項とする。

都道府縣労働基準局長は、第一項の規定による報告書を受理したときは、保険関係成立の證としてその報告書に様式第二號による印を押し保険関係成立の年月日及び記號番號を記入して使用者に交付する。

第五條 任意適用事業についての使用者が保険加入の申込をするには、様式第一號による概算保険料算定基礎報告書二通に保険加入申込と表示し、所定事項を記載し、都

道府縣労働基準局長に提出することを要する。

前項の書類に記載すべき概算保険料算定の基礎となるべき事項は、保険加入の申込の日からその保険年度の末日（有期事業については事業終了の豫定日）までの期間に對する概算保険料算定の基礎となるべき事項とする。

都道府縣労働基準局長は、保険加入の申込を承諾したときは、保険関係成立の證として第一項の規定による書類に様式第二號による印を押し保険関係成立の年月日及び記號番號を記入して使用者に交付する。

第六條 保険関係の成立している事業の使用者は、その事業（有期事業を除く。）につき毎年三月末日までに、次の保険年度に對する概算保険料算定の基礎となるべき事項を様式第一號による報告書に記載して、都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

第七條 第四條乃至前條の規定によつて都道府縣労働基準局長に提出した書類の記載事項に著しい變更を生じたときは、使用者は、様式第一號による報告書に變更と表示し、變更前及び變更後の事實並びに變更の年月日及び原因を記載して、變更を生じた日から五日以内に都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

第八條 保険関係の成立している事業の使用者は、その事業（有期事業を除く。）につき、毎年四月一日から五日以内に、前保険年度に對する確定保険料算定の基礎となる

べき事項を、様式第三號による報告書に記載して、都道府縣勞働基準局長に提出しなければならぬ。

第九條 事業の廢止又は終了によつて保險關係が消滅したときは、その使用者であつた者は、様式第三號による確定保險料算定基礎報告書を、事業の廢止又は終了の日から五日以内に都道府縣勞働基準局長に提出しなければならぬ。

前項の報告書に記載すべき確定保險料算定の基礎となるべき事項は、その保險年度の初日（有期事業又は同一保險年度中において保險關係が成立し且し消滅した事業については保險關係成立の日）から事業の廢止又は終了の日までの期間に對する確定保險料算定の基礎となるべき事項とする。

第十條 法第十一條の規定によつて保險關係を消滅せよとする事業の使用者は、様式第三號による確定保險料算定基礎報告書にその旨を附記して、都道府縣勞働基準局長に提出することを要する。

前項の報告書に記載すべき確定保險料算定の基礎となるべき事項は、その保險年度の初日（有期事業については保險關係成立の日）から前項の報告書提出の日までの期間に對する確定保險料算定の基礎となるべき事項とする。

都道府縣勞働基準局長は、保險關係の消滅を承諾したときは、その旨の使用者に通知する。

第十一條 法第二十五條の賃金總額に算入すべき通貨外のもので支拂うものの範圍及び評價については、勞働基準法施行規則第二條の規定を準用する。

第十二條 保險料率は、別表第一の通りとする。

一の事業場においては二以上の等級に該當する事業若しくは工事が行われ又は事務所若しくはこれに準ずるものがある場合においては、保險料率の等級別に賃金總額が區分される場合を除いては、高い方の料率等級による。

第十三條 使用者は申出によつて、概算保險料（有期事業の分を除く）を、第一期四月から七月まで、第二期八月から十一月まで、第三期十二月から翌年三月までの三期に分割して、各期の初日から一箇月以内に納付することができる。

使用者は申出によつて、事業の期間が一箇年を超える有期事業についての概算保險料を、最初の一箇年分は保險關係成立の日から十四日以内に納付し、以後各年（一箇年に満たないときはその期間）分はその期間の初日から十四日以内に納付することができる。

前二項の申出は、第四條乃至第六條の規定による書類を都道府縣勞働基準局長に提出する際、その書類に、その旨を記載してなすことを要する。

第十四條 法第三十一條第二項の規定によつて發する督促狀は、様式第四號による。督促狀を發したときは、督促手数料として三圓を徵收する。

第十五條 法三十二條の規定による延滞金は、左の各號の一に該當する場合には、これを徴收しない。

- 一 督促狀に指定した期限までに徴收金及び督促手数料を完納したとき。
- 二 法第三十二條によつて計算した金額が一圓未満のとき。

法第三十二條の規定による延滞金は、左の各號の一に該當する場合又は滞納についてやむを得ない情狀があると認められた場合には、これを徴收しないことができる。

- 一 納入の告知書一通の徴收金額が百圓未満のとき。
- 二 納付義務者の住所及び居所が日本國內にないため又はその住所及び居所が不明なため公示送達の方法によつて納入の告知又は督促をしたとき。

第十六條 法第三十四條の規定に基いてする公告は、都道府縣労働基準局にこれをする。

第十七條 官吏が滞納處分のため財産の差押をする場合において提示すべきその命令を受けた官吏たるの證票は、様式第五號による。

第三章 保險給付

第十八條 療養補償費は療養費のうち百圓を超える部分について、これを支給する。

第十九條 労働者が、告示を以て指定する病院、又は診療所について療養をする場合には、療養補償費の支給にかえて療養の給付をする。

第二十條 障害補償費については、別表第二によつて身體障害の程度に應じて等級を定める。

別表第二に掲げる身體障害が二以上あるときは、重い方の身體障害の該當する等級による。

左に掲げる場合においては、前二項の規定による等級を左の通り繰り上げる。但し、その障害補償費は、各々の身體障害の該當する等級毎に計算した障害補償費の合算額を超えてはならない。

- 一 第十三級以上に該當する身體障害が二以上あるとき 一級
- 二 第八級以上に該當する身體障害が二以上あるとき 二級
- 三 第五級以上に該當する身體障害が二以上あるとき 三級

別表第二に掲げるもの以外の身體障害のある者については、その障害の程度に應じ、別表第二に掲げる身體障害に準じて、等級を定める。

既に身體障害のあつた者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重したときは、現在の障害の該當する等級による障害補償費から、既にあつた障害の該當する等級による障害補償費を差し引いて支給する。

第二十一條 遺族補償費は、労働者の配偶者（婚姻の届出をしないでも事實上婚姻と同様の關係にある者を含む。以下同じ）に、これを支給する。

配偶者が不在の場合においては、遺族補償費を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡當時、その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡當時これと生計を一にしていた者とし、支給の順位は前段に掲げる順序による。但し、父母については、養父母を先にし、實父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にして、實父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、實父母を後にする。

前二項の規定に該当する者が不在の場合においては、遺族補償費を受けるべき者は、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者とする。

前三項の規定に該当する者が不在場合においては、遺族補償費を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で第二項の規定に該当しない者並びに労働者の兄弟姉妹とし、支給の順位は前段に掲げる順序による。

前二項の規定にかかわらず、労働者が遺言又は使用者に對してした豫告で、同項の規定に該当する者のうち遺族補償費を受けるべき者を特に指定したときは、これに従ふ。

遺族補償費を受けるべき順位の同じ者が二人以上あるときは、これをその人数により等分して支給する。

遺族補償費を受けるべきであつた者が死亡した場合においては、遺族補償費を受ける

権利を失ふ。

前項の場合においては、第一項乃至第五項の規定による順位の者から死亡者を除いて第二項乃至第六項の規定により遺族補償費を支給する。

第二十二條 葬祭料は、葬祭を行う者に、これを支給する。

第二十三條 打切補償費は、都道府縣労働基準局長が必要と認めるときに、これを支給する。

第二十四條 第一級乃至第十級の障害補償費、遺族補償費及び打切補償費は、別表第三によつて、期始拂を以て、これを支給する。

都道府縣労働基準局長が必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、法第十二條第一項第三號、第四號又は第六號の規定による額を、一時に支給する。

第一項の規定による支給開始後、都道府縣労働基準局長が必要と認めた場合においては、残餘の保険給付は、別表第四によつて、これを一時に支給する。

第二十五條 保険給付を請求するには、様式第六號による請求書を、都道府縣労働基準局長に提出することを要する。但し、療養の給付を受けようとするときは、労働者は、様式第七號による證明書を、病院又は診療所に提出しなければならぬ。

遺族補償費の請求書には、第二十六條の規定によつて、必要な書類を添附しなければならない。

第二十六條 遺族補償費の請求書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 労働者の死亡診断書、死體検案書、検視調書その他労働者の死亡を證する書類又はその寫

二 遺族補償費を受けべき者の本籍、労働者との續柄又は關係及び氏名に關する市町村長（東京都の區のある區域並びに地方自治法第一百五十五條第二項の市にあつては區長）の證明書。（戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本を以てこれにかえることができる）

三 遺族補償費を受けべき者が婚姻の届出はしないが事實上婚姻と同様の關係にある者であるときは、その事實を認めることができる書類

四 遺族補償費を受けべき者が配偶者以外の者であるときは、第二十一條の規定による先順位者のないことを證することができる書類

五 遺族補償費を受けべき者が第二十一條第二項又は第三項の規定に該當する者であるときは、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた事實又は労働者の死亡當時これと生計を一にしていた事實を認めることができる書類

六 遺族補償費を受けべき者が第二十一條第五項に規定する特に指定された者であるときは、これを證することができる書類

第二十七條 保險給付を受けべき者が、事故のためみずから保險給付の請求その他の

手續を行うことが困難であるときは、使用者はこれに助力しなければならない。

使用者は保險給付を受けべき者から、保險給付を受けるために必要な證明を求められたときは、迅速に正當な證明をしなければならない。

第二十八條 都道府縣労働基準局長は、保險給付の請求書を受けたときは、七日以内に支給に關する通知書を、請求者に發送しなければならない。

第二十九條 保險給付の原因である事故が、第三者の行爲に因つて生じたときは、保險給付を受けべき者又は使用者は、その事實、第三者の氏名及び住所（氏名又は住所が不詳であるときはその旨）並びに被害の状況を、遲滯なく都道府縣労働基準局長に届けなければならない。

第四章 雜 則

第三十條 使用者は、労働災害補償保險法及びこの省令のうち、労働者に關係のある規定の要旨並びに保險關係成立の年月日及び記號番號を常時事業場の見易い場所に掲示し、又は備え附ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

第三十一條 使用者又は使用者であつた者は、この保險に關する書類をその完結の日から三年間保存しなければならない。

第三十二條 法第四十八條の規定による臨検、質問又は検査をなす場合においては、當該官吏は、様式第八號による證票を携帯しなければならない。
第三十三條 法第四十九條の規定による検査をなす場合においては、當該官吏は、様式第九號による證票を携帯しなければならない。

附則

- 第三十四條** この省令は、公布の日から、これを施行する。
第三十五條 この省令施行の際、勞働者災害扶助責任保険につき現に政府と保険契約を締結している者は、この省令施行の日から五日以内に、左に掲げる事項を、都道府労働基準局長に報告しなければならない。
- 一 保険證書の記號番號
 - 二 保険契約者の氏名及び住所
 - 三 工事又は事業の場所、名稱及び種類
 - 四 工事又は事業の開始年月日及び終了の豫定年月日
 - 五 工事又は事業開始の日から、この省令施行の日の前日までに使用した勞働者の男女別延人員
 - 六 工事の請負金額及び工事の注文者から支給の工費用物の見積價額（昭和二十年三月三十一日以前において保険契約を締結したものに限る。）

この省令施行の際、勞働者災害扶助責任保険につき現に政府と保険契約を締結している者が既に拂い込んだこの省令施行後の期間に屬する保険料を、法第五十七條第四項の規定によつて、この保険の保険料に充當したときは、都道府縣労働基準局長は、これを使用者に通知しなければならない。

第三十六條 第一級乃至第十級の障害補償費、遺族補償費及び打切補償費は、第二十四條第一項の規定にかかわらず、當分の間、法第十二條第一項第三號、第四號又は第六號の規定による額を、一時支給する。

別表第一

保險料率表

等級	賃金の圓 當りの保 險料	事業の種類	
		工業	農業
第一級	四厘	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築事業 2. 地下鐵道建設 3. 工事發電用建設 4. 水力工事 5. 水道工事 6. 隧道工事 7. 鐵骨鐵筋又 8. 鐵骨コンクリート造家屋 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 沖仲仕業 2. 濱仲仕業

第二級	第三級	第四級	第五級
二五	一八	一〇	
1. 金屬精鍊業	4. 3. 2. 1. 鑛物採取の鑛石切取業	3. 2. 1. 金屬精鍊業(除く) 機械器具工業 ガス水道電氣工業	1. 紡織工業
4. 3. 2. 1. 建築物の破壊	7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 土木工事 土地整理工事 道路工事 鋪道工事 河川工事 鐵道工事 橋梁工事 機械器具の組立	2. 1. 建築工事 家屋附帯設備	
1. 沈没物の引揚		2. 貨物取扱事業 沖仲仕業 び沖仲仕業 除く) 林業	1. 交通運輸事業
			1. その他の事業

第六級
3. 2. 1. 食料品工業 印刷又は製本業
4. その他の工業

備考 事務所又はこれに準ずるものは、第六級とする
 別表第二 左記労働基準法施行規則別表第一と同様
 身體障害等級表

等級	身體障害
第一級	一 兩眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廢したもの 三 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四 胸部部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五 半身不随となつたもの 六 兩上肢を肘關節以上で失つたもの 七 兩上肢の用を全廢したもの 八 兩下肢を膝關節以上で失つたもの 九 兩下肢の用を全廢したもの

(労働基準法第十二條の平均賃金の三分の四)

第 二 級 (労働基準法第十二條の平均賃金の九〇日分)	第 三 級 (労働基準法第十二條の平均賃金の一〇五〇日分)	第 四 級 (労働基準法第十二條の平均賃金の九二〇日分)
<p>一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの</p> <p>二 兩眼の視力が〇・〇二以下になつたもの</p> <p>三 兩上肢を脚關節以上で失つたもの</p> <p>四 兩下肢を膝關節以上で失つたもの</p>	<p>一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能を廢したものの精神に著しい障害を殘し終身勞務に服することができないもの</p> <p>三 胸腹部臟器の機能に著しい障害を殘し終身勞務に服することができないもの</p> <p>四 五指を失つたもの</p>	<p>一 兩眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</p> <p>二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を殘すもの</p> <p>三 鼓膜の全部の缺損その他に因り兩耳を全く聾したもの</p> <p>四 一上肢を肘關節以下で失他たもの</p> <p>五 一下肢を膝關節以上で失つたもの</p> <p>六 十指の用を廢したもの</p>

第 五 級 (労働基準法第十二條の平均賃金の七九〇日分)	第 六 級 (労働基準法第十二條の平均賃金の六七〇日分)	第 七 級
<p>七 兩足をリスフラン關節以上で失つたもの</p> <p>一 一眼が失明し他眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>二 一上肢を腕關節以上で失つたもの</p> <p>三 一下肢を足關節以上で失つたもの</p> <p>四 一上肢の用を全廢したもの</p> <p>五 一下肢の用を全廢したもの</p> <p>六 十趾を失つたもの</p>	<p>一 兩眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を殘すもの</p> <p>三 鼓膜の大部分の缺損その他に因り兩耳の聴力が耳殼に接しなければ大聲を解することができないもの</p> <p>四 脊柱に著しい畸形又は運動障害を殘すもの</p> <p>五 一上肢の三大關節中の二關節の用を廢したもの</p> <p>六 一下肢の三大關節中の二關節の用を廢したもの</p> <p>七 一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指を失つたもの</p>	<p>一 一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下になつたもの</p>

（労働基準法第十二條の平均賃金の五六〇日分）

- 二 鼓膜の中等度の缺損その他に因り兩耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話を解することができないもの
- 三 精神に障害を残し軽易な勞務の外服することができないもの
- 四 胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な勞務の外服することができないもの
- 五 一手の拇指及び示指を失つたもの又は拇指若しくは示指を併せ三指以上を失つたもの
- 六 一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指の用を廢したもの
- 七 一足をリスフラン關節以上で失つたもの
- 八 十趾の用を廢したもの
- 九 女子の外貌に著しい醜狀を残すもの
- 一〇 兩側の睪丸を失つたもの

（労働基準法第十二條の平均賃金の四五〇日分）

- 一 一眼が失明し又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
- 二 脊柱に運動障害を残すもの
- 三 神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な勞務の外服することができないもの
- 四 一手の拇指を併せ二指を失つたもの

（労働基準法第十二條の平均賃金の三五〇日分）

- 五 一手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を併せ三指以上の用を廢したもの
- 六 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
- 七 一上肢の三大關節中の一關節の用を廢したもの
- 八 一下肢の三大關節中の一關節の用を廢したもの
- 九 一上肢に假關節を残すもの
- 一〇 一下肢に假關節を残すもの
- 一一 一足の五趾を失つたもの
- 一二 脾臓又は一側の腎臓を失つたもの
- 一三 兩眼の視力が〇・六以下になつたもの
- 一四 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
- 一五 兩眼に半盲症、視野狭窄又は視野變狀を残すもの
- 一六 兩眼の眼瞼に著しい缺損を残すもの
- 一七 鼻を缺損しその機能に著しい障害を残すもの
- 一八 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- 一九 鼓膜の全部の缺損その他に因り一耳を全く聾したもの
- 二〇 一手の拇指を失つたもの、示指を併せ二指を失つたもの又は

第十級 (労働基準法第十二條の平均賃金の二七〇日分)	
<p>九 拇指及び示指以外の三指を失つたもの 一 一手の拇指を併せ二指の用を廢したものの 一 足の第一趾を併せ二趾以上を失つたもの 一 足の五趾の用を廢したものの 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	<p>一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの 咀嚙又は言語の機能に障害を残すもの 二 十四齒以上に對し齒科補綴を加えたもの 三 鼓膜の大部分の缺損その他に因り一耳の聴力が耳鼓に接しなければ大聲を解することができないもの 四 一手の示指を失つたもの又は拇指及び示指以外の二指を失つたもの 五 一手の拇指の用を廢したものの、示指を併せ二指の用を廢したものの又は拇指及び示指以外の三指の用を廢したものの 六 一 下肢を三センチメートル以上短縮したもの 二 一足の第一趾又は他の四趾を失つたもの 七 一 上肢の三大關節中の一關節の機能に著しい障害を残すもの 八 一 下肢の三大關節中の一關節の機能に著しい障害を残すもの</p>

第十一級 (労働基準法第十二條の平均賃金の二〇〇日分)	第十二級 (労働基準法第十二條の平均賃金の一四〇日分)
<p>一 兩眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 兩眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの 三 一眼の眼瞼に著しい缺損を残すもの 四 鼓膜の中等度の缺損その他に因り一耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話を解することができないもの 五 脊柱に畸形を残すもの 六 一手の中指又は環指を失つたもの 七 一手の示指の用を廢したもの又は拇指及び示指以外の二指の用を廢したもの 八 一足の第一趾を併せ二趾以上の用を廢したもの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの</p>	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの 三 七齒以上に對し齒科補綴を加えたもの 四 一耳の耳鼓の大部分を缺損したもの 五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい畸形を残すもの</p>

- 六 一上肢の三大關節中の一關節の機能に障害を残すもの
- 七 一下肢の三大關節中の一關節の機能に障害を残すもの
- 八 長管骨に畸形を残すもの
- 九 一手の中指又は環指の用を廢したものの
- 一〇 一足の第二趾を失つたもの、第二趾を併せ二趾を失つたもの又は第三趾以下の三趾を失つたもの
- 一一 一足の第一趾又は他の四趾の用を廢したもの
- 一二 局部に頑固な神経症状を残すもの
- 一三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの
- 一四 女子の外貌に醜状を残すもの

第二十三級

(勞働基準法第十二條の平均賃金の九〇日分)

- 一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの
- 二 一眼半盲症、視野狹窄又は視野變状を残すもの
- 三 兩眼の眼瞼の一部に缺損を残し又は睫毛禿を残すもの
- 四 一手の小指を失つたもの
- 五 一手の拇指の指骨の一部を失つたもの
- 六 一手の示指の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手の示指の末關節を屈伸することができなくなつたもの

第十四級

(勞働基準法第十二條の平均賃金の五〇日分)

- 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
- 九 一足の第三趾以下の二趾又は二趾を失つたもの
- 一〇 一足の第二趾の用を廢したもの、第二趾を併せ二趾の用を廢したもの又は第三趾以下の三趾の用を廢したもの
- 一一 一眼の眼瞼の一部に缺損を残し又は睫毛禿を残すもの
- 一二 三齒以上に對し齒科補綴を加えたもの
- 一三 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
- 一四 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
- 一五 一手の小指の用を廢したもの
- 一六 一手の拇指及び示指以外の指骨の一部を失つたもの
- 一七 一手の拇指及び示指以外の指の末關節を屈伸することができなくなつたもの
- 一八 一足の第三趾以下の二趾又は二趾の用を廢したもの
- 一九 局部に神経症状を残すもの
- 二〇 男子の外貌に醜状を残すもの

備考

視力の測定は萬國式試視力表による。屈折異状のあるものについては矯正視力について測定する。

二 指を失つたものとは、中指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を失つたものとは、指の末の半分以上を失い又は掌指関節若しくは第一指関節（中指）にあつては、その指の全部を失つたものをいう。

四 趾の用を失つたものとは、第一趾は第一趾関節（第一趾）にあつては趾関節以上を失つたもの又は趾関節若しくは第一趾関節（第一趾）にあつては趾関節以上を失つたものをいう。

五 趾の用を失つたものとは、第一趾は第一趾関節（第一趾）にあつては趾関節以上を失つたものをいう。

別表第三

保険給付分割支給表

種別	等級	支給期間	支給額
障害補償費	第一級	六年	二四〇日分
	第二級	六年	二一三日分
	第三級	六年	一八八日分
	第四級	六年	一六四日分
	第五級	六年	一四二日分
	第六級	四年	一二〇日分
	第七級	四年	一四六日分

種別	等級	支給期間	支給額
遺族補償費	第八級	三年	一五五日分
	第九級	二年	一七八日分
	第一〇級	二年	一三七日分
打切補償費	第一〇級	六年	一八〇日分
	第六級	六年	二一五日分
	第七級	六年	二一五日分

別表第四

分割保険給付の残餘額一時支給

種別	等級	支給額				
		既給に支給した分割保料のとき	二年分のとき	三年分のとき	四年分のとき	五年分のとき
障害補償費	第一級	同	同	同	同	同
	第二級	同	同	同	同	同
	第三級	同	同	同	同	同
	第四級	同	同	同	同	同
	第五級	同	同	同	同	同
	第六級	同	同	同	同	同

遺族補償費	第七級	同	四二五五分	同	一八八日分	同	二四六日分
打切補償費	第八級	同	三〇五分	同	一五五分		
	第九級	同	一七八日分				
打切補償費	第一〇級	同	一三七日分				
		同	八四六日分	同	六九日分	同	五二日分
		同	一〇一四日分	同	八三日分	同	六二日分
						同	四二日分
						同	三二日分

十六 失業保険法 (昭和二十二年十二月二日 法律第四百四十六號)

第一章 總則

法律の目的

保險者

第一條 失業保險は、被保險者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を圖ることを目的とする。

1 法第六條乃至第十條参照法。

2 第十七條、令第七條参照。

3 憲法第二十五條による「健康で文化的な最低限度の生活」をいう。

第二條 失業保險は、政府が、これを管掌する。

失業の意義

1 失業保險事業の運営。則第一條参照。

第三條 この法律で失業とは、被保險者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。
この法律で離職とは、被保險者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

1 公共職業安定所で認定する。法第十六條、令第三條参照。

2 その原因を問わない。

第四條 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞與その他名稱の如何を問わず、労働の對價として事業主が労働者に支拂うすべてのものをいう。但し、賃金中臨時に支拂われたもの、三箇月を超える期間ごとに支拂われるもの及び通貨以外のもので支拂われるものであつて命令で定める範囲外のもの、この限りでない。

前記但書の賃金中通貨以外のもので支拂われるものの評價に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

1 健康保險法第二條および厚生年金保險法第三條、労働基準法第十一條参照。

2 則第二條および労働基準法施行規則第二條参照。

3 労働基準法施行規則第二條参照。

保險料の算定基準

第五條 保險料及び失業保險金の額は、被保險者の賃金に基いて、これを算定する。

1 法第十七條、第三十一條參照。

第二章 被保險者

第六條 左の各號に規定する事業所に雇用される者は、失業保險の被保險者とする。¹

一 左に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を雇用するもの²。

(イ) 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、送別、包裝、裝飾、仕上、販賣のために
する仕立、破壊若しくは解體又は材料の變造の事業（電話・ガス又は各種動力の
發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む）

(ロ) 鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は鑛物採取の事業

(ハ) 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

(ニ) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(ホ) 物品の販賣、配給、保管又は賃貸の事業

(ヘ) 金融、保險、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業

(ト) 燒却、清掃、又はと殺の事業

二 法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を雇用するもの³。

三 前各號に該當しない官公署⁴。

1 則第四條、第三十五條參照。

當然被
保險者

特別規
定

2 勞働基準法第八條參照。

3 都道府縣、市長村のような地方公共團體は含まない。

4 病院、學校等單なる實驗、研究または調査の施設は適用をうけない。

第七條 國、都道府縣、市町村その他これに準ずるものに雇用される者が離職した場合
に、他の法令、條例、規則等に基いて支給を受けるべき恩給、退職料その他これらに
準ずる諸給與の内容が、この法律に規定する保險給付の内容を超えたと認められる場
合には、前條の規定にかかわらず、政令³の定めるところによつて、これを失業保險の
被保險者としない。

1 市町村組合、東京都の特別區等をいう。

2 恩給法、給與令等。

3 令第一條、則第六條參照。

第八條 第六條に規定する事業所以外の事業所の事業主は、勞働大臣の認可を受けて、
その事業所に雇用される従業員を包括して、失業保險の被保險者とすることができ
る。

前項の認可を申請するには、被保險者となるべき者の二分の一以上の同意を得なけ
ればならない。被保險者となるべき者の二分の一以上が希望するときは、事業主は、
第一項の認可を申請しなければならぬ。

任意被
保險者

第一項の認可があつたときは、その事業所に雇用される従業員は、失業保険の被保険者とする。

- 1 常時五人未満の従業員を雇用する事務所および第六條以外の事業所。
- 2 則第七條、第十三條参照。
- 3 則第三十五條参照。
- 4 保険契約の成立。事業主が違反した場合は處罰される。法第五十三條参照。

事業所の
変更の
場合

第九條 第六條の事業所が同條の規定に該当しなくなつたときは、その事業所に雇用される者は、前條の規定による被保険者となつたものとみなす。

- 1 手続きをせずして自動的に任意包括被保険者となる。

被保険
者から
除外さ
れる者

第十條 第六條、第八條及び前條の規定にかかわらず、左の各號の一に該当する者は、これを被保険者としない。但し、第一號に該当する者が、一箇月を超えて引續き同一事業主に雇用されるに至つたとき、又は第二號若しくは第三號に該当する者が、所定の期間を超えて引續き同一事業主に雇用されるに至つたときは、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者。
- 二 二箇月以内の期間を定めて雇用される者。
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用される者。
- 四 船員保険の被保険者。

被保険
者の資
格取得

被保険
者の資
格喪失

五 十四日以内の期間試みに雇用される者

六 事業所の所在地の一定しない事業に雇用される者

- 1 法第六條の被保険者となる。
- 2 いわゆる日傭労働者。
- 3 清酒、葡萄酒等の醸造、製茶、製氷、凍豆腐の製造等をいう。
- 4 船員保険法第十七條参照。

第十一條 第六條又は第八條の規定によつて被保険者となるべき者は、その事業所に雇用されるに至つた日、當該事業所が第六條の規定に該当するに至つた日又は前條但書の規定に該当するに至つた日から、その資格を取得する。

- 1 失業した場合に保険金の支給を受ける資格。

第十二條 被保険者は、死亡し、若しくは離職した日又は第十條本文の規定に該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。但し、その事實のあつた日に更に前條の規定に該当するに至つたときは、その日からその資格を喪失する。

- 1 則第九條参照。
- 2 同一日が二重に計算され保険料が二重に徴收されるためこの場合に限りその日を資格喪失日とする。

第十三條 第八條の規定による被保険者を雇用する事業主は、労働大臣の認可を受け